令和７年第１回定例会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年３月７日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　発議第　１号　赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について

第　５　議案第　３号　職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案について

第　６　議案第　４号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

第　７　議案第　５号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

第　８　議案第　６号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

第　９　議案第　７号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

第１０　議案第　８号　赤井川村宿泊税基金条例案について

全員で構成する予算特別委員会の設置

第１１　議案第　９号　赤井川村税条例の一部を改正する条例案について

第１２　議案第１０号　赤井川村犯罪被害者等支援条例案について

第１３　議案第１１号　赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について

第１４　議案第１２号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

第１５　議案第１３号　赤井川村児童福祉年金条例を廃止する条例案について

第１６　議案第１４号　赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案について

第１７　議案第１５号　赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案について

第１８　議案第１６号　赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

第１９　議案第１７号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案につい

て
第２０　議案第１８号　赤井川村景観条例案について
第２１　議案第１９号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
第２２　議案第２０号　赤井川村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
第２３　議案第２１号　赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
第２４　議案第２２号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）
第２５　議案第２３号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第２６　議案第２４号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
第２７　議案第２５号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）
第２８　議案第２６号　令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）
第２９　令和７年度村政執行方針
第３０　令和７年度教育行政執行方針
第３１　議案第２７号　令和７年度赤井川村一般会計予算
第３２　議案第２８号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
第３３　議案第２９号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
第３４　議案第３０号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算
第３５　議案第３１号　令和７年度赤井川村下水道事業会計予算

◎出席議員（８名）

１番	阿部　猛　君	２番	連　茂　君
３番	曽根敏明　君	４番	能登ゆう　君
５番	川人孝則　君	６番	藤門　弘　君
７番	山口芳之　君	８番	岩井英明　君

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村長	馬場　希　君
副村長	大石和朗　君
会計管理者	谷　早苗　君
総務課長	秋元千春　君
住民課長	小林義幸　君
保健福祉課長	髙松重和　君
産業課長	神　信弘　君
建設課長	釣賀謙一　君

教　育　長	根　井　朗　夫　君
教育委員会次長	藤　田　俊　幸　君
農業委員会会長	山　口　拓　也　君

◎議会事務局

事　務　局　長	横　井　慎　之　君

（午前１０時００開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　おはようございます。お知らせ申し上げます。ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、令和７年第１回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、発議１件、議案29件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において１番、阿部猛君及び２番、連茂君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月12日までの６日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月12日までの６日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

第１に、本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和７年１月分の例月出納検査結果報告書並びに２月17日に実施いたしました定例監査の結果報告書の提出がありましたので、２ページに配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、３件ほど行政報告させていただきます。
１ページをお開きください。まず、１件目は、赤井川村と有限会恒志堂との包括連携に関する協定の締結についてでございます。読み上げてご説明いたします。地域創生、地域活性化に資することを目的に相互の連携を強化し、お互いの資源を有効に活用した協働による活動を推進するため、令和７年１月31日に有限会社恒志堂との包括連携に関する協定を締結しましたので、次のとおり行政報告いたします。丸として、包括連携に関する協定の概要です。赤井川村と有限会社恒志堂は、緊密な相互連携の下、ＩＣＴ教育の推進や村の魅力発信、地域活性化などの分野で連携推進を図ることを目的として双方が合意し、協定締結を行っております。丸として、連携事項として７項目挙げております。１としてＩＣＴ教育の推進に関すること、２として地域課題解決の取組に関すること、３として地域産品の消費拡大及び地域情報の発信に関すること、４として地域ブランドや地域観光の振興に関すること、５として地域における新たな価値の創造に関すること、６として地方自治の推進に関すること、７、その他前条の目的を達成するための施策に関すること。丸として、有限会社恒志堂の概要ですけれども、本社は札幌市中央区南19条西14丁目２番35号、設立は平成16年６月10日、代表は代表取締役社長、佐藤元春氏でございます。事業内容、介護福祉事業、飲食、宿泊業、不動産業、プログラミング教育等となってございます。既に中学校ではプログラミング教育をウェブ上で昨年の秋口からデモ的に取組させていただいたり、あと職員研修だとかというところでちょっと協力をいただいているということで、できるところから連携を組みながら、いろいろと活動していければなというふうに考えてございます。
　続きまして、２ページをお開きください。北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果についてでございます。赤井川村では村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採取場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流にて表流水、沢水を採取しています。直近のモニタリング結果について次のとおり報告いたします。米印で、令和３年10月からのモニタリング結果については村ホームページにて公表しております。下の表のとおりでございまして、全ての項目において環境基準をクリアしているという状況でございますので、報告をさせていただきます。次ページに取水場所等の図面も添付していますので、後ほどご高覧いただければというふうに思います。
　最後に、４ページ、令和６年12月１日以降の工事発注状況ということで、７月16日の総合計画等策定支援業務から１月30日の村バス実証運行業務その２までの９件について記載のとおり発注をしてございますので、後ほどご高覧いただければというふうに思います。
　以上３件について行政報告とさせていただきます。
○議長（岩井英明君）　ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第４　発議第１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、発議第１号　赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由を事務局より説明させます。

○議会事務局長（横井慎之君）　ただいま上程いたしました発議第１号につきまして説明いたします。

なお、条例案の朗読はいたしませんが、内容につきましては資料に沿って説明いたします。

発議第１号　赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、提出者、赤井川村議会議員、曽根敏明、賛成者、赤井川村議会議員、能登ゆう。

改正の理由といたしましては、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法等の改正により条文中にある文言を整理する必要があるため、この条例を改正しようとするものです。

４ページ目の改正要点資料をお開きください。条例第２条第10項及び第12条第５項については、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に係る条項の整理となっており、条例改正による影響はありません。

次に、条例第53条から第55条までについて、刑法等の改正により語句の変更としたもので、条例改正による影響はありません。

条例内容につきましては罰則もあることから、事前に札幌地方検察庁へ条例改正案の事前協議を行い、令和７年１月29日付で特段の問題がなかった旨の回答がありました。

以上で説明といたしますので、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより日程第４、発議第１号　赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を

改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発議第１号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、発議第１号　赤井川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第５、議案第３号　職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第３号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第３号　職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与改定に従い、この条例を改定しようとするものでありますが、本年度の人事院勧告につきましては月例給、期末、勤勉手当の支給率、寒冷地手当の額は令和６年４月に遡って実施するよう、12月23日の臨時会で関係条例の改正の議決をいただいたところですが、このたびの条例案は令和７年７月１日から適用する部分について改正しようとするものでございます。

後ろから２番目の50ページの改正要点資料をお開きください。50ページの要点資料でございます。改正条例案第１条においては扶養手当の改正ということで、現行配偶者であれば6,500円のところを改正によって支給なし。これにつきましては、１万円のところを改正によって１万3,000円に、中段にあります管理職特別手当の支給対象時間の拡大、そして定年前再任用短時間勤務職員にも住居手当、寒冷地手当を支給する内容となってございます。

なお、51ページのほうをお開きいただきたいのですが、51ページの附則第４条です。この第４条のとおり、扶養手当に関しましては令和７年に限っては経過措置となっておりまして、配偶者に関しては6,500円を3,000円、そして８年度からは支給しないという内容に。

これに関しましては、現行１万円を令和７年度は１万1,500円、そして令和８年度から１万3,000円にということで、先ほどの改正額は令和８年度からの適用となってございます。

また50ページに戻りますが、改正条例案第２条におきましては、こちらは暫定再任用職員、そちらにも住居手当、寒冷地手当を支給する内容となっております。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。終わりになりますが、条例につきましては令和７年７月１日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより日程第５、議案第３号　職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第３号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第３号　職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第４号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第６、議案第４号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、議案第４号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にて説明させていただきます。

議案第３号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いましてこの条例を改正しようとするものでございます。

議案の最後のページ、４ページをお開きください。４ページの要点資料でございます。刑法の改正によりまして禁錮を拘禁刑へと改正されたことに伴うものでありまして、第19条の２と３の文言を整理しようとするものでございます。右の欄の影響についてでございますが、特にこれによって影響はございません。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。終わりになりますが、改正条例は令和７年６月１日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより日程第６、議案第４号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第４号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第４号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５号及び日程第８　議案第６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第７、議案第５号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第７、議案第５号から日程第８、議案第６号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第７、議案第５号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について並びに日程第８、議案第６号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、議案第５号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第５号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、国家公務員制度における育児のための時間外勤務制限の対象拡大に伴いましてこの条例を改正しようとするものでございます。

最後のページの４ページをお開きください。改正要点資料となっております。第８条の４第２項では、職員が育児のために時間外勤務制限を請求する場合、その範囲を３歳未満から小学校就学に達するまでに拡大されたというものでございます。これは、時間外勤務制限の請求の緩和ということでございます。

第18条関係におきましては、介護両立支援制度の活用を図るための整備となります。

以上で条例改正の説明をさせていただきました。終わりになりますが、条例につきましては令和７年７月１日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。

続きまして、第６号のほうになります。議案第６号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第６号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が公布されたことに伴いまして所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案の３ページ、最後のページです。３ページの要点資料をお開きください。第20条第３項に関しまして、法律改正に伴いまして所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。こちらの条例につきましても令和７年７月１日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　議案第５号についてです。育児や介護と仕事を両立しやすいようにという趣旨での改正だと思うので、喜ばしいことだと思いますが、例えば第18条の３について、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう環境整備をしましょうという規定だと思いますが、具体的に村としてはどのような環境整備を行うという予定であるのか、どのようなことが検討されているのかについてご紹介ください。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　まずいろいろこれから整備しなければいけないのですが、職員に対しまして、こういった条例ができてこういった制度になっていくということを、初歩的なことになるかもしれませんけれども、初めにそういったところから始めていって周知を図っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　ほかのことについてもそうなのですけれども、こういう法令が整備されたとしても結局現場のほうが変わらなければ何の意味もないということになりますので、子育てのほうでもそうですし、介護のほうでも現場での体制整備というのを具体的な面の取組をぜひよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第５号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第５号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第６号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第６号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第７号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第９、議案第７号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、議案第７号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第７号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出。赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等の関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして所要の改正を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

最後のページの３ページ、要点資料をお開きください。第２条の各号に関しまして法律改正に基づきまして所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。終わりになりますが、この条例につきましては令和７年４月１日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第７号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第７号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第７号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第８号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第10、議案第８号　赤井川村宿泊税基金条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君）　ただいま上程いただきました議案第８号についてご説明いたします。

議案第８号　赤井川村宿泊税基金条例案について。

赤井川村宿泊税基金条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例制定の理由につきましては、赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に宿泊税を財源に充てるための基金を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

１ページ目をお開きください。１条には設置について、第２条には積立て、第３条には処分、以降管理、運用益金の処理、組替え運用など、宿泊税基金条例の施行に関し必要な事項を定めております。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第８号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

◎日程第１１　議案第９号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第11、議案第９号　赤井川村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君）　ただいま上程いただきました議案第９号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第９号　赤井川村税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案４ページの改正要点資料を御覧ください。この条例の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。第２条第３項及び第139条の３第２項第１号につきましては、引用法令改正に伴う条項の整理となっており、条例改正による影響はありません。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願

いいたします。
○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第９号　赤井川村税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。
この採決は、起立により行います。
議案第９号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
よって、議案第９号　赤井川村税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１０号
○議長（岩井英明君）　次に、日程第12、議案第10号　赤井川村犯罪被害者等支援条例案についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
髙松保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第10号についてご説明いたします。
議案第10号　赤井川村犯罪被害者等支援条例について。
赤井川村犯罪被害者等支援条例案を別紙のとおり提出する。
令和７年３月７日提出、赤井川村長。
条例制定の理由としましては、北後志地域５町村において犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び統一した支援制度を創設するため、この条例を制定しようとするものであります。
議案１ページ目をお開きください。本条例案につきましては、北後志各町村同様のものを令和７年第１回定例会に上程することとしております。条例案、特筆すべき事項についてご説明いたします。
第１条には条例制定の目的、第３条には基本理念として、犯罪被害者等支援に関して個

人の尊厳と再被害や２次被害発生を防ぐこと、必要な支援の継続性を規定しています。

第４条から第６条までは村、村民、事業者の責務を規定し、第８条には犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的な負担軽減を図るため、見舞金を支給することを定め、犯罪被害者の遺族に対しては30万円、傷病見舞金としては10万円、性犯罪被害見舞金10万円と規定しています。なお、規則に委任する形ではありますが、過失による交通事故の犯罪被害者に対しては、公的補償または任意保険による補償が受けられる場合は見舞金の支給は行わないこととしているものです。また、関係予算につきましては、北後志各町村情報交換を行いまして、必要に応じ、補正予算等で対応していくというような考えでおります。

終わりになりますが、条例公布後は北後志５町村と余市警察署が相互の協力、連携に係る協定を締結することにより支援体制の強化を図り、本年４月１日より本条例を施行することとしておりますことを申し上げ、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会へ付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第１３　議案第１１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第13、議案第11号　赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第11号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第11号　赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、題名の変更及び医療費助成対象者の年齢要件を拡大することに伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案４ページをお開きください。条例題名の改正は、助成対象年齢の要件拡大に伴い、乳幼児医療という文言をこども医療と改正するものです。

第１条及び第２条第２号、第３条、第５条第１項、第８条の改正は条例題名の改正に伴う文言の整理、第２条第１号の改正は前条同様の文言の整理及び助成対象者の年齢要件を満15歳以後の最初の３月31日から満18歳以後の最初の３月31日までに拡大するものです。この改正により新たに高校生が助成対象となり、36名程度の増加を見込んでおります。

終わりになりますが、この条例の施行期日は本年４月１日からとすること、経過措置規定として、新条例の規定は条例の施行期日以後に行われる医療について適用すること、準備行為として、この条例の施行期日前において行うことができる旨をご説明申し上げ、説明を終了いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号　赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第11号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第11号　赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第14、議案第12号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第12号についてご説明いたします。

改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第12号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案３ページをお開きください。第16条第１項第２号の改正は、内閣府令の改正に伴い、栄養士のほか、管理栄養士を追加する改正となっております。

以上、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第12号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第12号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１３号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第15、議案第13号　赤井川村児童福祉年金条例を廃止

する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号　赤井川村児童福祉年金条例を廃止する条例案について。

赤井川村児童福祉年金条例を廃止する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例廃止の理由としましては、赤井川村の子育て支援施策等の拡充に伴い、この条例の役割は終えたものとして廃止しようとするものです。廃止理由の補足になりますが、赤井川村児童福祉年金は昭和47年度に創設されて以来、児童扶養手当、特別児童扶養手当等支給対象児童に対し、年額１万円を給付している村独自の事業です。国における児童手当制度の拡充をはじめとする支援制度の強化、併せて子供医療費をはじめとする村における子供支援制度の拡充を契機に、本条例を廃止するという判断に至りました。

以上、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　昭和47年につくられた制度ということで、時代の変化に合わせての見直しというのは必要なことではないかなとも思います。ただ、対象になっている方、令和６年度の決算見ますと令和６年の３月31日で７名となっておりました。対象数について例えば今年度どうだったのか、過去までも大体このくらいの７人、８人程度なのか、その辺をお聞きしたいのと、またここの提案理由が赤井川村の子育て支援施策等々の拡充に伴いということでしたので、今軽く触れられてきましたけれども、この条例廃止するに足る村の子育て支援施策というのがどのようなものなのか、その中身についてもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　今能登議員からご質問とご説明がありました７名という数字がありましたけれども、受給世帯で７というのは親の数だと認識ください。お子さんの数だけで申し上げますと、令和４年度実績としては12人、令和５年度12人、当年度、令和６年度につきましては15人のお子さんに年額１万円を支給させていただいているというのが実績としてご説明させていただきたいと思います。

あわせて、村の子供支援施策につきましては、これから令和７年度予算を上程、ご審議いただきますので、その中で詳細についてはご説明をさせていただきたいと思っておりま

すが、子供のインフルエンザの医療費の助成であるとか、保健と児童福祉の一体的支援としてこども家庭センターの設置、併せて子供を産み育てやすい環境をつくるということで周産期に対する支援の強化、これら３本立てで子供施策を充実させてまいるというような施策を予算に計上しておりますので、ご審議を後ほどいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　古い制度ですので、額も１人当たりそれほど大きくない額ですが、ただやめるという決断というのは対象、今まで受給されていた方々にとっても何でってやはり思われると思うので、こういう村の支援の拡充の部分で納得感を得れるような説明とか情報発信というのはぜひ行っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号　赤井川村児童福祉年金条例を廃止する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第13号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第13号　赤井川村児童福祉年金条例を廃止する条例案については、原案のとおり可決されました。

ここで若干休憩いたします。

午前１０時４６分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

◎日程第１６　議案第１４号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第16、議案第14号　赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第14号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明いたします。

議案第14号　赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村介護予防･生活支援事業条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、赤井川村介護予防・生活支援事業の使用料については類似の介護保険サービスの介護報酬を基準に設定していることから、この条例を改正しようとするものであります。

議案３ページをお開きください。第６条第１号及び第２号の改正は、自立支援事業、いわゆる介護保険給付の対象とならない要介護認定を受けていない自立者に対するヘルパー派遣になりますが、介護保険要支援認定者が受けるサービスと同様に今まで１時間未満、１時間から１時間30分未満及び１時間30分以上２時間未満の３段階区分に分かれていたものを１時間未満のみと統合、併せて１時間未満のサービス利用者負担額を介護保険要支援認定者と同水準の240円から330円へと改正するものです。サービス時間区分の変更については、過去のサービス利用者の状況を鑑みても影響はございません。また、生きがいデイサービス事業についても１回当たりのサービス利用者負担額を介護保険要支援認定者と同水準の350円から450円へと改正するものです。この改正により、自立者が利用するサービス負担額は要支援認定者が利用する介護保険サービスとほぼ同一の料金となります。

以上、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　自立者ヘルパー派遣について時間区分が廃止ということなのですが、その辺がシンプルに考えて困る方いないかなということで、過去の実績から見て１時間未満で大丈夫というお話でしたが、その辺中身ちょっと、どんな支援がされてどのくらいの時間がかかっているのかとか、その辺具体的にご説明いただければと思います。

また、生きがいデイサービス事業については利用料が100円アップということで、物価が上がっている中で仕方がないことかと思いますが、ただ皆さん本当100円単位で削るような

生活している方が多い中で、やはり利用を控える方向に働いては制度の事業の趣旨としては困ることだなと思うので、今後の利用者の数の推移であるとか、そういうのに影響があるかどうかというのはウオッチしていっていただきたいなと思います。その辺について確認させてください。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　１点目の自立者のヘルパーの支援内容ですけれども、いわゆる介護保険の要支援認定者同様に軽易な家事援助等が中心になっています。ゆえに１時間未満のサービスで十分であるというふうに判断をしておりますし、過去、ここ一、二年は利用者がいないのですけれども、過去の利用状況も私も聞きましたけれども、大体１時間未満で十分サービス内容が足りているということでこのような判断をしております。

あわせて、生きがいデイサービスの部分につきましての100円の値上げという部分ですけれども、基本的には介護保険の介護報酬という公定価格を基準にしていかなければならないと、そうしなければ介護保険の認定を受けないほうがデイサービスを利用しやすいというような誤った判断もされてしまう。そのようなことを避けるためにも要支援認定者と同水準ということでサービスを提供させていただきたいと思っておりますし、現状利用者は３名です。その３名の方々にはうちの担当のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号　赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第14号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第14号　赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１５号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第17、議案第15号　赤井川村新規就農者育成に関する

特別措置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　ただいま上程いただきました議案第15号についてご説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしませんが、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第15号　赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

改正の理由としましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして土地の賃貸借に係る奨励金を新規就農者へ直接交付するため、この条例を改正しようとするものです。

３ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、新規就農者への土地賃貸借に係る奨励金につきましては土地所有者である貸主へ交付をしておりましたが、令和７年４月１日からは農地中間管理機構が賃貸の仲介に入り、借主である新規就農者が農地中間管理機構を通して賃貸料を支払う形となることから、奨励金については土地所有者ではなく新規就農者へ直接交付することとなります。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

川人孝則君。

○５番（川人孝則君）　ちょっと確認ですけれども、今までは農地所有者に対して奨励金として支払われていた。今後は、新規就農ということで奨励金としてやる。今までは所有者が新規就農者、その土地をつくってもらっているお金というのは所有者から新規就農者に渡っていたのかどうか、そこら辺ちょっと確認したいのですけれども。

○議長（岩井英明君）　産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　賃貸料が所有者からという意味。今までの流れとしましては、土地賃貸の契約が締結されたときに土地所有者に奨励金を村からお出ししていました。新規就農者へは村からお出しすることなく、そういったお金の流れができていたのですけれども、これからは農地中間管理機構が入ることによって新規就農者が中間管理機構にまず賃貸料をお支払いする形になって、農地中間管理機構から土地所有者へというお金の流れができますので、村から今まで奨励金を出していたもの、農地中間管理機構が中に入ることによって、それは新規就農者へ直接奨励金をお出しして、今後はお出ししてから農地中間管理機構を通して土地の所有者にお金が支払われるというような流れになります。

○議長（岩井英明君）　村長。
○村長（馬場　希君）　議員の質問の内容からすると、要するに所有者に行ったやつが払えるのかという感じですけれども、賃金とかそういうのと違って、村がこの制度をつくったときに新規就農に入ってある程度一定期間の支援策、軽減策ということで進めていますので､あくまでも賃貸料を村が一部肩代わりして要するに所有者に渡すということなので、所有者からそれが新規就農者のほうに渡るということはございません。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第15号　赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。
この採決は、起立により行います。
議案第15号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
よって、議案第15号　赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第１６号
○議長（岩井英明君）　次に、日程第18、議案第16号　赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
神産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　ただいま上程いただきました議案第16号についてご説明をさせていただきます。
なお、条例文の朗読はいたしませんが、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。
議案第16号　赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。
赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。
令和７年３月７日提出、赤井川村長。
改正の理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令の制定に伴い、この条例を改正しようとするものです。

３ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、第２条第１項第33号について、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令に係る嘱託登記手数料を廃止するものです。令和７年４月１日から村に代わり農地中間管理機構が代位登記を行うということになり、利用者には影響はございません。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号　赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第16号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第16号　赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第１７号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第19、議案第17号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　ただいま上程いただきました議案第17号についてご説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしませんが、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第17号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

改正の理由としましては、赤井川村畑地かんがい用水施設の使用料の単価及び赤井川村

構造改善センター使用料の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものです。

６ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、別表第７の赤井川村構造改善センターについては、令和７年10月１日から、村民は従来どおりの大人400円、子供200円、回数入館料も従前どおり大人4,000円、子供2,000円として、村民以外の入館料を大人600円、子供300円、回数入館料は大人6,000円、子供3,000円として、自動販売機設置料と売店使用料につきましては、指定管理者にて管理運営していることから不要であるため、削除するものでございます。

別表第13の赤井川村畑地かんがい用水施設の使用料単価については、令和７年４月１日から、受益農地と雑用水については10アール当たり1,200円に、ビニールハウスは3,600円として、令和10年４月１日からは受益農地と雑用水は10アール当たり1,300円に、ビニールハウスを3,900円とするものでございます。単価の改定につきましては、これまで畑地かんがい用水施設組合と協議をした中、利用者の負担増の緩和措置としまして段階的に単価を改定するものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会へ付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第２０　議案第１８号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第20、議案第18号　赤井川村景観条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　ただいま上程いただきました議案第18号について説明させていただきます。

議案第18号　赤井川村景観条例案について。

赤井川村景観条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例制定の理由といたしまして、赤井川村の良質な景観の形成を推進し、美しい景観むらづくりを進めていくため、この条例を制定しようとするものであります。

制定内容につきましてご説明させていただきます。１ページを御覧ください。全文を読み上げませんが、部分的に説明させていただきます。１条、目的、自然と向き合い、悠久の未来へつなぐ美しい景観むらづくりを進めていくことを目的といたしました。

第６条、事業者の責務、事業者は、事業活動を行う周辺の景観に対しての十分な配慮と村が実施する景観むらづくりに関する施策に協力しなければならないことといたしました。

２ページをお開きください。第９条、景観計画、景観むらづくりに関する施策を推進するための景観計画を定めるものといたしました。

第15条、事前協議、規定による届出をしようとする者は、あらかじめ村長と協議をしなければならないといたしました。

３ページをお開きください。18条、勧告または変更命令の手続を明記し、19条、公表、当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容を公表できることといたしました。

４ページをお開きください。第24条、赤井川村景観審議会の設置、景観むらづくりを推進するために審議会を設置することといたしました。

以上、議案第18号についてご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会へ付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第18号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第２１　議案第１９号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第21、議案第19号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　ただいま上程をいただきました議案第19号につきましてご説明いたします。

なお、改正条例案、新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第19号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしまして、老朽化に伴い住宅を解体したことにより住宅戸数に変動が生じたため、この条例を改正しようとするものであります。

議案４ページの改正要点資料を御覧ください。改正条例別表２の教員住宅、こちらは昭和44年建設の教員住宅でございます。３の一般住宅、こちらは昭和45年建設の一般住宅でございます。両棟とも老朽化に伴い住宅を解体したことにより住宅戸数に変動が生じたため、表中にある解体された住戸の表記を整理したものでございます。条例改正による影響は、別表中の内容を現状に合わせ、表記を整理するため、入居者に対する影響はございません。

以上で説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第19号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第19号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第２０号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第22、議案第20号　赤井川村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　ただいま上程をいただきました議案第20号についてご説明い

たします。

なお、改正条例案の朗読はいたしません。新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

議案第20号　赤井川村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

赤井川村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしまして、赤井川村における各地区の水道事業を赤井川村簡易水道事業に事業統合を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案３ページから５ページの新旧対照表についてご説明させていただきます。赤井川村公営企業の設置に関する条例の改正につきまして、事業統合に伴い、新旧対照表の別表第１、施設区分の名称の整理、区域の加除、給水人口の変更、水需要予測に伴う１日最大給水量の変更です。

議案３ページ、左表の赤井川地区簡易水道につきまして、アンダーライン箇所、施設区分名の一部整理、区域の追加、給水人口の変更、これは池田地区の統合による増となります。１日最大給水量の変更につきましては、全施設区分において水需要予測による増量となります。下段、都地区簡易水道につきましては、施設区分の一部整理、１日最大給水量の変更となります。

議案４ページを御覧ください。上段、常盤地区簡易水道につきましては、施設区分名の常盤リゾート地区への変更、１日最大給水量の変更となります。中段、池田地区飲料水供給施設につきましては、赤井川地区への統合に伴い、全て削除となります。下段、常盤地区専用につきましては、施設区分名の一部整理、１日最大給水量の変更となります。

議案５ページを御覧ください。曲川地区簡易給水施設につきましては、施設区分名の一部整理、１日最大給水量の変更となります。中段、落合地区簡易給水施設につきましても、施設区分名の一部整理、１日最大給水量の変更となります。

議案６ページの改正要点資料を御覧ください。今回の改正による影響につきましては特にございません。

以上、説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号　赤井川村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第20号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第20号　赤井川村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　議案第２１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第23、議案第21号　赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第21号について説明させていただきます。

議案第21号　赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

過疎計画変更の理由といたしましては、事業名、内容の変更によるものでございます。

議案の１ページ目をお開きください。変更の内容について説明させていただきます。１点目は、左端の区分欄上段のところの子育て環境の確保に関してでございます。この表の真ん中から少し右側に変更後と書いた欄がございますが、その一番上段でございます。２行目から３行目にかけまして、公益認証により必要なサービスが提供されるよう取組を行うというところがありますが、その次に新たに２行加えまして、子育て世帯の多様な働き方、子育てニーズも複雑化していることへの記載を追加しております。具体的には、さらにこの下の段に移りますけれども、事業内容欄のところに、こども第三の居場所整備事業に関して新たに記載しているところでございます。また、重複しますが、変更後のところの一番下のところ、こちらにも過疎地域持続発展特別事業分といたしまして、これはいわゆるソフト事業と言われているものですが、そちらのほうもこどもの居場所のほうを記載しております。１件目は、こどもの居場所事業の関係でございました。

２件目が、これもまた左の区分欄の中段に教育の振興というところがございます。こち

らも同じく少し右側に移ったこの変更後の欄、こちらの３段目の部分になるのですが、４行目から５行目にかけまして、転勤の多い教員に対して安定的かつ良好な居住先を確保という記載を追加しております。具体的には、さらに下の段になりますけれども、事業内容欄のところに、教員住宅の建設事業に関して新たに記載しております。こどもの第三の居場所整備事業及び教員住宅建設事業ともに令和７年度の過疎債ハード事業による財源確保が図られるよう、このたび過疎計画を変更しようとするものでございます。

なお、議案２ページになりますが、今回の過疎計画変更に当たりましては１月の29日付で村から北海道知事に協議を行いまして、２月４日に協議を終了していることを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号　赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第21号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第21号　赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

あと一般会計の説明になるので、午前中これで休憩いたします。

午前１１時３０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

◎日程第２４　議案第２２号ないし日程第２８　議案第２６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第24、議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正

予算（第９号）を議題といたします。

この際、日程第24、議案第22号から日程第28、議案第26号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）、日程第25、議案第23号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第26、議案第24号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、日程第27、議案第25号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）及び日程第28、議案第26号　令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、ただいま上程いただきました議案の説明をさせていただきます。

まずは、令和６年度赤井川村一般会計補正予算書（第９号）でございます。１枚おめくりください。議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）。

令和６年度赤井川村の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ586万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,675万4,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の歳入の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第２条、地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

債務負担行為、第３条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

地方債の補正、第４条、地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

それでは、２ページに入ります。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款村税、既定額に531万1,000円を追加し、３億4,973万8,000円に。１項の村民税で289万2,000円の増、２項固定資産税で38万円の増、３項軽自動車税で23万1,000円の増、５項入湯税で180万8,000円の増です。

10款地方交付税、既定額に2,630万5,000円を追加し、11億9,019万2,000円に。１項の地方交通交付税の追加でございます。

12款分担金及び負担金、既定額から411万9,000円を減じ、323万3,000円に。１項負担金の減でございます。

13款使用料及び手数料、既定額に227万5,000円を追加し、3,814万円に。１項の使用料で216万3,000円の追加、２項手数料で11万2,000円の追加でございます。

14款国庫支出金、既定額から82万6,000円を減じ、３億1,054万5,000円に。１項の国庫負担金で６万2,000円の増、２項国庫補助金で134万6,000円の減、３項委託金で45万8,000円の増です。

15款道支出金、既定額に953万円を追加し、9,633万5,000円に。１項の道負担金で55万1,000円の減、２項道補助金で984万8,000円の追加でございます。３項委託金19万3,000円の追加でございます。

16款財産収入、既定額に22万5,000円を追加し、958万9,000円に。１項の財産運用収入で18万7,000円の増、２項財産売払収入で３万8,000円の増です。

17款寄附金、既定額から1,012万2,000円を減じ、２億8,998万円に。１項の寄附金の減です。

18款繰入金、既定額から2,195万2,000円を減じ、１億4,889万1,000円に。２項の基金繰入金の減です。

20款諸収入、既定額に150万6,000円を追加し、7,911万5,000円に。１項の延滞金加算金及び過料で３万7,000円の追加、３項受託事業収入で5,000円の追加、４項雑入で146万4,000円の追加です。

21款村債、既定額から1,400万円を減じ、４億2,178万5,000円に。１項の村債の減でございます。

歳入合計、既定額から586万7,000円を減じ、30億9,675万4,000円にしようとするものでございます。

続いて、４ページ、歳出に入ります。２款総務費、既定額から1,686万円を減じ、５億2,784万3,000円に。１項の総務管理費で1,583万円の減、２項徴税費で18万6,000円の減、３項戸籍住民基本台帳費で49万円の減、４項選挙費で33万円の減、５項統計調査費で２万4,000円の減です。

３款民生費、既定額から179万1,000円を減じ、３億9,785万8,000円に。１項の社会福祉費で163万8,000円の減、２項児童福祉費で15万3,000円の減です。

４款衛生費、既定額から81万4,000円を減じ、３億6,242万2,000円に。１項の保健衛生費の減です。

５款農林水産業費、既定額から407万6,000円を減じ、１億7,958万6,000円に。１項の農業費で364万9,000円の減、２項の林業費で42万7,000円の減です。

６款商工費、既定額に651万7,000円を追加し、２億5,244万3,000円に。１項商工費の追加でございます。

７款土木費、既定額に1,410万6,000円を追加し、５億5,160万1,000円に。１項の土木管理費で１万円の減、２項道路橋梁費で325万9,000円の減、４項都市計画費で82万8,000円の減、５項住宅費で1,820万3,000円の追加でございます。

９款教育費、既定額から315万8,000円を減じ、２億3,309万5,000円に。１項の教育総務費で287万9,000円の追加、２項小学校費で71万7,000円の減、３項中学校費で20万7,000円の減、４項社会教育費で101万6,000円の減、５項保健体育費で409万7,000円の減であります。

12款予備費、既定額に20万9,000円を追加し、114万円に。１項予備費でございます。

歳出合計、既定額より586万7,000円を減じ、歳入同額の30億9,675万4,000円にしようとするものでございます。

続いて、６ページに入ります。第２表、繰越明許費。５款農林水産業費、１項農業費、事業名として、新規就農者育成総合対策事業補助金、初期投資促進分で1,036万4,000円、強い産業づくり事業補助金で担い手確保、経営強化分で416万6,000円。７款土木費、２項道路橋梁費で北丸山線道路改良工事で1,847万6,000円、用地買収費で10万円、立木補償費で100万円、橋梁補修工事、共栄東橋架け替えに伴う附帯工事分で580万円、用地買収費で20万円。７款土木費、５項住宅費、移住・定住支援事業補助金2,100万円。合計で6,110万6,000円でございます。

続いて、７ページ、３表、債務負担行為。事項、期間、限度額でご説明します。赤井川村むらバス運行業務、令和６年度から令和７年度、2,550万円、赤井川村山村活性化支援センター指定管理業務、令和６年から令和７年度で590万円、赤井川村デイサービスセンター指定管理業務、令和６年度から令和７年度で3,114万6,000円、日常生活支援総合事業、令和６年度から令和７年度で29万2,000円、地域包括支援センター運営業務、令和６年度から令和７年度で3,520万7,000円、生活支援体制整備事業で令和６年度から令和７年度で945万6,000円、高齢者世話付住宅援助員派遣事業で令和６年度から令和７年度で412万5,000円、赤井川村火葬場管理業務で令和６年度から令和７年度で504万6,000円、赤井川村家庭系資源リサイクル分別収集業務、令和６年から令和７年で592万9,000円、８ページに入ります。赤井川村家庭系一般廃棄物収集業務、令和６年から令和７年度で1,666万2,000円、赤井川村一般廃棄物最終処分場管理業務で令和６年から令和７年度で2,200万円、経営体育成強化資金利子補給で令和６年度から令和７年度で３万7,000円、道の駅あかいがわ指定管理業務で令和６年から令和７年度で3,119万2,000円、赤井川村構造改善センター指定管理業務で令和６年から令和７年度で1,334万円、生活改善センター管理業務で令和６年から令和７年度で687万5,000円、体育館管理業務で令和６年度から令和７年度で867万9,000円、合計で２億2,138万6,000円でございます。

続いて、９ページ、第４表、地方債補正でございます。変更になった部分のみご説明いたします。過疎対策事業債の上から３番目、橋梁長寿命化事業につきましては、補正前が2,300万円、補正後は10万円減の2,290万円です。続いて、水利施設等保全高度化事業、補正前で1,130万円、補正後は330万円減の800万円、続いて基幹水利施設管理事業、補正前が550万円、補正後は250万円減の300万円、土づくり対策事業補助金につきましては補正前が800万円、補正後が710万円減の90万円。続いて、下段の表の公営住宅建設事業債でござい

ます。村営中央団地個別改善改修工事等につきましては、補正前が2,470万円、補正後は70万円減の2,400万円、村営桜団地個別改善改修工事等は、補正前890万円、補正後、10万円プラスで900万円で、計で補正前が3,360万円で補正後が60万円減の3,300万円。次ページに入ります。公共施設等適正管理推進事業債でございます。上段のデイサービスセンター外装改修工事、補正前が3,060万円、補正後は40万円減の3,020万円で、計で補正前が3,760万円、補正後が40万円減の3,720万円、総合計で補正前が４億3,575万8,000円が40万円減の４億2,178万5,000円です。起債の方法、利率、償還の方法については、従前のとおりでございます。

以下､詳細につきましては副村長並びに担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

続きまして、令和６年度の赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第２号）に入ります。

１ページをお開きください。議案第23号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)。

令和６年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,123万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。１款後期高齢者医療保険料、既定額に182万万7,000円を追加し、1,290万6,000円に。１項の後期高齢者医療保険料の追加でございます。

３款繰入金、既定額から77万9,000円を減じ、831万8,000円に。１項一般会計繰入金の減です。

歳入合計､既定額に104万8,000円を追加し､2,123万円にしようとするものでございます。

続いて、３ページ、歳出、２款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に104万8,000円を追加し､1,955万5,000円に。１項の後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

歳出合計、既定額に104万8,000円を追加し、歳入同額2,123万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

続きまして、令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第５号）に入ります。

１ページをお開きください。議案第24号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号)。

令和６年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,992万3,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款国民健康保険税、既定額から25万3,000円を減じ、2,470万6,000円に。１項の国民健康保険税の減です。

２款使用料及び手数料、既定額に1,000円を追加し、8,000円に。１項の手数料の追加です。

４款繰入金、既定額から９万6,000円を減じ、1,896万3,000円に。１項の他会計繰入金の減です。

６款諸収入、既定額に384万5,000円を追加し、385万円に。１項の延滞金及び過料で３万7,000円の追加、３項の雑入で380万8,000円の追加。

歳入合計、既定額に349万7,000円を追加し、4,992万3,000円にしようとするものでございます。

３ページに入ります。歳出、１款総務費、既定額に5,000円を追加し、4,372万5,000円に。１項の総務管理費で7,000円の追加、２項徴税費で2,000円の減でございます。

５款予備費、既定額に349万2,000円を追加し、304万9,349万6,000円に。１項の予備費の追加でございます。

歳出合計、既定額に349万7,000円を追加し、歳入同額の4,992万3,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をいたします。

続きまして、赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

１ページをお開きください。議案第25号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）。

総則、第１条、令和６年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和６年度赤井川村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用に充てるための企業債660万円を430万円に補正する。

収入、第１款簡易水道事業収益、既定額に1,429万1,000円を追加し、１億3,711、１万2,000円に。第１項の営業収益で1,205万円の追加、第２項営業外収益で224万1,000円の追加でございます。

支出、第１款簡易水道事業費用、既定額に865万8,000円を追加し、１億3,257万1,000円

に。第１項営業費用で831万6,000円の追加、第２項営業外費用で34万2,000円の追加です。

企業債、第３条、予算第５条に定めた起債の目的、限度額を次のとおり補正する。起債の目的、限度額の順でご説明します。公営企業会計適用債、補正前が660万円、補正後が430万円、建設改良事業、補正前が200万円、補正後200万円、合計で860万円が補正後630万円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第４条、予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。１項職員給与費、既定額に８万9,000円を追加し、619万4,000円に。

債務負担行為、第５条、債務負担行為を予算第10条とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、期間、限度額でご説明します。水道施設水質等管理業務委託料、令和６年度から令和７年度までで2,360万円。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

最後に、赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

１ページをお開きください。議案第26号　令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）。

総則、第１条、令和６年度赤井川村下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和６年度赤井川村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用に充てるための企業債200万円を430万円に補正する。

収入、第１款下水道事業収益、既定額に1,416万9,000円を追加し、9,998万9,000円に。第１項営業収益で１万6,000円の追加、第２項営業外収益で1,415万3,000円の追加でございます。

支出、第１項下水道事業費用、既定額に475万3,000円を追加し、8,911万3,000円に。第１項営業費用で551万4,000円の追加、第３項特別損失で76万1,000円の減でございます。

資本的収入及び支出、第３条、予算第４条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入として、第１款資本的収入、既定額から459万円を減じ、１億1,606万1,000円に。第１項企業債で260万円の減、第３項補助金で199万円の減です。

支出、第１款資本的支出、既定額から558万円を減じ、１億3,112万8,000円に。第１項の建設改良費の減でございます。

債務負担行為、第４条、予算第６条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。追加としまして、あかいがわアクアクリーンセンター管理委託料として令和６年度から令和７年度で2,673万円でございます。

２ページに入ります。企業債、第５条、予算第７条に定めた起債の限度額を次のとおり

補正する。起債の目的、限度額でご説明します。建設改良事業費で補正前が5,980万円、補正後が4,890万円、公営企業会計適用、補正前が200万円、補正後が430万円、合計で補正前が6,180万円、補正後が5,320万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第６条、予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（１）、職員給与費、既定額に２万7,000円を追加し、989万5,000円に。

他会計からの補助金、第７条、予算第１条中、5,325万4,000円を5,525万4,000円に改める。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上、提案理由の説明をいたしましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和６年度一般会計補正予算（第９号）の歳入についての説明をさせていただきます。なお、歳入歳出ともに増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の13ページをお開きください。２、歳入、１款村税、１項村民税、１目個人、既定額に165万7,000円を追加し、4,780万5,000円に。これは、賦課実績による増減でございます。

同じく13ページ中段、１款１項２目法人、既定額223万5,000円を追加し、1,226万3,000円に。こちらも賦課実績による増でございます。

同じく13ページ中段、１款２項固定資産税、１目固定資産税、既定額に38万円を追加し、２億7,155万9,000円に。こちらも賦課実績による増減でございます。

同じく13ページ中段、１款３項軽自動車税、１目軽自動車税、既定額に23万1,000円を追加し、478万8,000円に。こちらも賦課実績による増減でございます。

同じく13ページ下段から14ページにかけて、１款５項入湯税、１目入湯税、既定額に180万8,000円を追加し、597万5,000円に。これは、利用者の増によるものでございます。

続いて、15ページです。10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、既定額に2,630万5,000円を追加し、11億9,019万2,000円に。これは、普通交付税の追加交付による増です。主に臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費の創設によるものでございます。

続いて、16ページです。12款分担金及び負担金、１項負担金、２目農林水産業費負担金、既定額から411万9,000円を減じ、207万2,000円に。これは、事業費の確定による減額でございます。

続いて、17ページです。13款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料、既定額

に235万6,000円を追加し、604万6,000円に。これは、地域公共交通バスの使用料の増額で、実績見込みによる増額でございます。

同じく17ページ中段、13款１項３目農林水産使用料、既定額から16万1,000円を減じ、169万4,000円に。これは、畑地かんがい施設使用料の使用実績確定に伴う減額でございます。

同じく17ページ中段、13款１項４目土木使用料、既定額から３万2,000円を減じ、2,630万4,000円に。これは、都運動公園使用料の利用実績による減額でございます。

同じく17ページ中段、13款２項手数料、２目衛生手数料、既定額に１万円を追加し、227万3,000円に。これは、実績見込みによる増額でございます。

同じく17ページ下段、13款２項３目農林水産手数料、既定額に10万2,000円を追加し、21万1,000円に。これも実績見込みによる増額でございます。

続いて、18ページ、14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、既定額に６万2,000円を追加し、4,119万5,000円に。これは、負担金の新規計上に伴う増額でございます。

同じく18ページ中段、14款２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、既定額から507万8,000円を減じ、１億3,745万4,000円に。これは、社会保障・税番号制度システム整備事業費については補助率の改定による増、地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、額の確定による減でございます。

続いて、19ページです。14款２項２目民生費国庫補助金、既定額に20万円を追加し、264万9,000円に。これは、児童手当制度改正実施円滑化事業国庫補助金の増額で、額の確定による増額でございます。

同じく19ページ中段、14款２項３目衛生費国庫補助金、既定額に49万3,000円を追加し、182万9,000円に。これは、母子保健衛生費国庫補助金の額の確定による増及び電子処方箋管理サービス端末購入等に係る補助金の新規計上による増額でございます。

同じく19ページ中段、14款２項４目土木費国庫補助金、既定額に303万9,000円を追加し、１億2,049万7,000円に。内訳は、交付金の額の確定による増減でございます。

同じく19ページ下段、14款３項委託金、１目総務費委託金、既定額に45万8,000円を追加し、670万5,000円に。内訳は、委託費等の額の確定による増額でございます。

続いて、20ページです。15款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金、既定額から51万1,000円を減じ、2,490万6,000円に。内訳は、道負担金の額の確定による減額でございます。

同じく20ページ中段、15款２項道補助金、３項衛生費道補助金、既定額に13万5,000円を追加し、28万円に。内訳は、電子処方箋導入促進費補助金の新規計上による増額でございます。

同じく20ページ中段、15款２項４目農林水産業費道補助金、既定額に971万3,000円を追加し、5,795万3,000円に。内訳は、各種道補助金の額の確定による増減によるものでございます。

同じく20ページ下段、15款３項委託金、１目総務費委託金、既定額に14万2,000円を追加し、182万2,000円に。内訳は、委託金の額の確定による増額でございます。

同じく20ページ下段、15款３項２目諸統計委託金、既定額に7,000円を追加し、34万6,000円に。内訳は、委託金の額の確定による増額でございます。

続いて、21ページ、15款３項３目農林水産業費委託金、既定額に４万4,000円を追加し、73万9,000円に。内訳は、委託金の額の確定による増額でございます。

続いて、22ページです。16款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、既定額に18万7,000円を追加し、83万5,000円に。内訳は、各種基金利子の確定による増額と株式会社配当金の新規計上などによるものでございます。

続いて、22ページ下段、16款２項財産売払収入、１目不動産売払収入、既定額に３万8,000円を追加し、90万8,000円に。内訳は、土地建物等売払い代金の増額で、立木の売払い代金が確定したことによる増額でございます。

続いて、23ページに移ります。17款寄附金、１項寄附金、１目一般寄附金、既定額から1,050万1,000円を減じ、２億8,960万円に。内訳は、ふるさと納税の額の減額見込みと企業版ふるさと納税、一般寄附金の増額による増減でございます。ふるさと納税につきましては、大幅な減額となったことから、来年度に向けて取組の見直し等を行い、額の確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく23ページ中段、17款１項２目指定寄附金、既定額に37万9,000円を追加し、38万円に。内訳は、実績見込みによる増で、２月末現在で３件で38万円の寄附がございました。

続いて、24ページです。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額から2,400万円を減じ、8,300万円に。内訳は、歳入不足額の縮減による減額でございます。

同じく24ページ中段、18款２項２目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から122万5,000円を減じ、330万7,000円に。内訳は、歳出事業費の確定による減額でございます。

同じく24ページ中段、18款２項５目、畑地かんがい排水施設管理基金繰入金、既定額に327万3,000円を追加し、333万6,000円に。内訳は、事業費の確定による増額でございます。

続いて、25ページです。20款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金、既定額に３万7,000円を追加し、３万8,000円に。内訳は、実績による増額でございます。

同じく25ページ中段、20款３項受託事業収入、３目農林水産業費受託事業収入、既定額に5,000円を追加し、10万円に。内訳は、実績による増額でございます。

同じく25ページ中段、20款４項雑入、３目宝くじ交付金収入、既定額に８万4,000円を追加し、171万9,000円に。内訳は、宝くじ交付金の額の確定による増額でございます。

同じく25ページ下段、20款４項５目雑入、既定額に138万円を追加し、3,205万3,000円に。内訳は、ふるさとの森づくり事業補助助成金等の新規計上のほか、実績見込みによる増減でございます。

続いて、26ページ、21款村債、１項村債、１目過疎対策事業債、既定額から1,300万円を

減じ、１億8,030万円に。内訳は、各種事業の額の確定による減額でございます。

同じく26ページ中段、21款１項２目公営住宅建設事業債、既定額から60万円を減じ、3,300万円に。内訳は、各種業務、工事完了に伴う事業費確定による増減でございます。

同じく26ページ中段、21款１項６目、公共施設等適正管理推進事業債、既定額から40万円を減じ、3,720万円に。内訳は、デイサービスセンター外装改修工事完了に伴う事業費の確定による減額でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、総務課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

27ページから28ページになります。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額から1,778万6,000円を減額して２億5,132万3,000円にしようとするものです。補正内容は、細目１の職員人件費では総額４万2,000円の増額計上、細目２の一般管理費では負担金で一部増額のほかは、執行実績に基づき、923万1,000円を減額整理しようとするものでございます。なお、12節委託料の地域おこし協力隊募集支援事業に関しましては、既定額1,532万8,000円に対しまして816万3,000円の大幅な減額となっております。減額理由につきましては、３名分を予定して募集活動を行っておりましたが、実績といたしましては現在２名が11月から着任、活動している状況でございまして、協力隊員の報償費、活動費のうち、執行実績を見込んで減額しようとするものでございます。28ページ以降になりますが、細目３、地域公共交通会議費、細目４、共創モデル実証プロジェクト費、これはむらバスの車両購入事業を行ったものでございますけれども、これにつきましても執行実績に基づき、減額整理しようとするものでございます。28ページ、17節の備品購入費、むらバス車両購入費におきましては実績額2,750万円で、741万9,000円の減額が主な要因となっております。

続いて、28ページ下段から29ページです。２目文書広報費、既定額から14万2,000円を減額して650万4,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費の広報の印刷製本費23万4,000など見込みに基づく増額のほかは、執行実績に基づき、減額整理しようとするものでございます。29ページ中段です。４目財産管理費、既定額から181万3,000円を減額して445万4,000円にしようとするものです。主な補正内容は、執行実績に基づき、各節を減額整理しようとするものですが、細目３、さくら・もみじ基金事業費では、秋に常盤地区において２か所、約0.5ヘクタールの植樹活動を行っております。

29ページから30ページ、５目財政調整基金費、既定額に762万2,000円を追加して4,881万9,000円にしようとするものです。主な補正内容は、30ページの24節積立金におきまして減債基金新規積立金といたしまして751万2,000円、これは先ほど歳入の説明でもありましたが、12月に交付されました普通交付税の再算定2,630万5,000円のうち、起債の償還分と

して751万2,000円が算定されております。この分を地方債償還の目的基金であります減債基金に新規積立てしようとするものでございます。

30ページ下段から31ページにかけてです。８目企画費、既定額から35万円を減額して１億310万6,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料で総合戦略策定業務委託料、ゼロカーボンビレッジ推進業務委託料、合わせて22万4,000円の執行残など、執行実績に基づき、各節を減額整理しようとするものでございます。

31ページ中段です。10目集会施設管理費、既定額に17万4,000円を追加して1,694万4,000円にしようとするものです。主な補正内容は、落合、都の住民センター及びコミュニティセンターの光熱水費で10節需用費で総額17万4,000円を計上しようとするものでございます。

33ページから34ページに参ります。４項選挙費、２目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、既定額から33万円を減額して614万7,000円にしようとするものです。補正内容は、選挙執行に伴う経費執行残を実績に基づき、各節整理しようとするものでございます。歳入で増額計上がありましたが、選挙に係る国費の委託金は総額608万2,000円、執行額につきましては約614万3,000円の見込みでございまして、単費分は６万1,000円の見込みでございます。

飛びます。59ページをお開きください。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に20万9,000円を追加して114万円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、60ページからは債務負担行為に係る支出予定額に関する調書、62ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

以上です。

○議長（岩井英明君）　住民課長。

○住民課長（小林義幸君）　それでは、住民課所管歳出予算についてご説明いたします。

30ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、７目地域安全対策費、既定額に２万6,000円を追加し、253万8,000円にしようとするものです。内訳は、１節報酬、７節報償費、18節負担金補助及び交付金は実績見込みによる減額、実績額確定による執行残、補助不用による皆減、10節需用費は交通安全灯及び公用車燃料代の増額によるものです。

31ページから32ページになります。２款１項12目物価高騰対応重点支援事業債（令和６年度非課税化等）、既定額から356万1,000円を減額し、3,498万8,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費、11節役務費、18節負担金補助及び交付金は額の確定によるものです。

32ページ中段になります。２款２項徴税費、１目税務総務費、既定額から2,000円を減額し、76万3,000円にしようとするものです。内訳は、税に関する書道記念品の執行残による

ものです。

下段になります。２款２項２目賦課徴収費、既定額から18万4,000円を減額し、1,163万8,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料、17節備品購入費、18節負担金補助及び交付金、各節の執行残によるものです。

33ページをお開きください。２款３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費、既定額から49万円を減額し、2,456万3,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で業務内容の一部を変更し、発注したことによる減額によるものです。

34ページをお開きください。下段になります。２款５項統計調査費、１目各種統計調査費、既定額から２万4,000円を減額し、35万5,000円にしようとするものです。内訳は、１節報酬、８節旅費、10節需用費、18節負担金補助及び交付金で実績による増減によるものです。

42ページをお開きください。下段になります。４款衛生費、１項保健衛生費、３目環境衛生費、既定額から15万5,000円を減額し、２億7,056万1,000円にしようとするものです。内訳は、細目１、環境衛生総務費、18節負担金補助及び交付金で余市地方食品衛生協会赤井川支部運営事業補助金を申請しないことが確定したことによる皆減、細目２、墓地・火葬場費、細目３、廃棄物処理費、細目４、生活環境維持費は12節委託料、17節備品購入費の執行残等による減、44ページになります。細目７、下水道事業費、18節負担金補助及び交付金は、下水道事業会計補助金の増額によるものです。

以上で住民課歳出予算の説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　それでは、保健福祉課歳出予算についてご説明いたします。

36ページお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、既定額に109万円を追加し、１億3,470万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料等執行残の減額及び利用者増に係る19節扶助費の障害児、障害者に係る介護給付費・訓練等給付費を260万円増額しようとするものです。

次に、２目老人福祉費、既定額から216万6,000円を減額し、1,457万7,000円にしようとするもので、主な補正内容は19節扶助費は敬老年金、老人福祉施設入所者措置費の減額、21節補償補填及び賠償金については赤井川温泉の福祉パスポート入館料を80万円減額するものです。

次に、４目後期高齢者医療費、既定額から77万9,000円を減額し、2,245万5,000円にしようとするもので、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額するものです。

５目介護保険事業費、既定額に112万8,000円を追加し、１億853万5,000円にしようとするもので、12節委託料はエネルギー価格の高騰等により指定管理料を164万2,000円、デイサービスセンターの指定管理料として追加するとともに、14節工事請負費についてはデイ

サービスセンター外装工事執行残を減額するものです。

次のページに移ります。39ページになります。６目地域支援事業費、既定額から91万1,000円を減額し、4,800万1,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料において執行残を減額するものです。

40ページへ進みます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、既定額から９万2,000円を減額し、3,037万8,000円にしようとするもので、支給実績に応じて人件費を整理するものです。

続きまして、２目乳幼児医療費、既定額に45万円を追加し、359万7,000円にしようとするもので、乳幼児医療費を増額しようとするものです。

次に、３目保育所運営費、既定額から71万2,000円を減額し、1,962万1,000円にしようとするもので、11節役務費及び18節負担金補助及び交付金を減額するものです。

次のページへ進みます。４目児童措置費、既定額に20万1,000円を追加し、1,425万3,000円にしようとするもので、12節委託料において国の標準化システムへの対応として児童手当システム改修業務委託料を新たに計上するものです。

42ページへ進みます。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、既定額から８万3,000円を減額し、2,759万7,000円にしようとするもので、支給実績に応じて人件費を増額するとともに、村保健師が直接実施していることから伴走型相談支援料18万円を皆減するものです。

２目予防費、既定額から41万1,000円を減額し、922万4,000円にしようとするもので、12節委託料においてマイナンバー連携への対応として健康管理システム改修業務委託料を新たに計上するとともに、住民健診に係る執行残を減額するものです。

44ページへ進みます。４目診療所費、既定額から62万4,000円を減額し、4,603万9,000円にしようとするもので、10節需用費は燃料費の増加、12節委託料は電子カルテシステム等導入業務委託料ほか執行残を減額するものです。

次に、５目健康支援センター費、既定額に45万9,000円を追加し、900万1,000円にしようとするもので、10節需用費は燃料費の増加、17節備品購入費は健康支援センター用の消火器及び掃除機を購入しようとするものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　それでは、私から農業委員会並びに産業課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

45ページからになります。５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、既定額から150万3,000円を減じて540万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、10節需用費で消耗品費の増額のほか、執行実績に基づき８節旅費、11節役務費、13節使用料及び賃借料を減額、12節委託料につきましては農業委員会サポートシステム台帳データ照合

業務委託において実施可能な事業者がいなかったことにより職員対応ということに変更としましたので、皆減となっております。18節負担金補助及び交付金で新農業人フェア参加負担金について、就農相談を２名から相談を受けていたため、フェア参加を中止したことにより皆減とするものでございます。

続きまして、２目農業総務費、既定額に４万円を加えて5,286万2,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、３節職員手当等で支給実績により増額するものでございます。

46ページからになります。３目農業振興費、既定額に917万7,000円を加えて4,672万5,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績により８節旅費を減額、12節委託料で農業支援員業務に関わる地域おこし協力隊の雇用がなかったことにより皆減、18節負担金補助及び交付金について、執行実績により交配用蜜蜂導入事業及び土づくり対策事業の補助金を減額し、新規就農者育成総合対策事業及び強い農業づくり事業補助金については、１月に北海道より新たに追加要望がございました。要望を取りまとめた結果２名が要望ございましたので、その要望に基づき増額しようとするものです。27節積立金については、農産物物価安定基金利子の確定により増額しようとするものです。

５目農地費、既定額から878万2,000円を減じて2,435万3,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績に基づき８節、10節、11節、13節、18節を減額、12節委託料につきましては用水路用地測量調査業務につきまして事業見直しにより延期することとしたことにより、皆減するものでございます。

48ページになります。７目農業振興センター管理費、既定額から241万8,000円を減じて804万5,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績に基づき、10節需用費、11節役務費を減額、18節負担金補助及び交付金の農業振興センター苗購入事業補助金を減額するものでございます。

８目地籍調査成果管理費、既定額から17万4,000円を減じて116万5,000円にしようとするものです。内訳は、地籍成果管理業務委託料の執行残を減額するものです。

９目水利施設管理費、既定額に１万1,000円を加えて1,759万2,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績に基づき８節、11節、12節を減額し、10節需用費につきましては落合ダム電気料及び修繕費を増額、24節積立金は畑地かんがい排水施設管理基金積立金の新規計上及び利子積立金を増額するものです。

５款２項林業費、１目林業総務費、既定額から42万7,000円を減じて2,311万6,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績に基づき８節、11節、18節負担金補助及び交付金を減額し、24節積立金で森林環境譲与税基金利子積立金を増額するものです。

50ページからになります。６款商工費、１項商工費、１目商工総務費、既定額に118万円を加えて１億5,603万8,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績に基づき減額するもの、11節役務費についてはふるさと納税事業に関わる郵便料及び手数料を239万5,000円減額し、７節報償費についてはふるさと納税返礼品代の返礼品率の改定に伴い276万円を

増額、17節備品購入事業で公用車購入費としまして中古車購入100万9,000円を新規計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金については、特産品開発支援事業補助金について４件の申請分で53万7,000円を増額するものでございます。

２目観光費、既定額に274万3,000円を加えて4,992万8,000円にしようとするものです。内訳は、執行実績に基づき減額するもののほか、12節委託料について道の駅あかいがわ指定管理料の原油価格高騰による電気料及び燃料代を297万8,000円を増額するものです。

52ページからになります。３目雇用センター費、既定額に259万4,000円を加えて4,647万7,000円にしようとするものです。内訳は、実績に基づき役務費を減額、12節委託料については保養センター指定管理料の原油価格高騰による電気料及び燃料代258万4,000円を増額するものです。13節使用料及び賃借料については、温泉の源泉監視システム使用料の新規計上、18節備品購入費で消火器の購入費を新規計上するものでございます。

以上で農業委員会、産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　ここで若干休憩します。

午後　２時００分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　それでは、建設課所管一般会計歳出補正予算について説明させていただきます。

53ページをお開きください。７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費、既定額から１万円を減じ、407万3,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料の執行残による減額です。

次に、７款２項道路橋梁費、１目道路維持費、既定額に１万5,000円を加え、１億4,323万4,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費、光熱水費の増額でございます。

次に、７款２項２目道路新設改良費、既定額から31万5,000円を減じ、１億809万8,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料の執行残による減額、13節使用料及び賃借料の増額でございます。

次に、７款２項３目橋梁維持費、既定額から295万9,000円を減じ、6,387万9,000円にしようとするものです。内訳は、工事請負費の減額でございます。

54ページをお開きください。７款４項都市計画費、１目景観形成推進費、既定額から20万9,000円を減じ、712万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料の執行残による減額でございます。

次に、７款４項２目小公園管理費、既定額から61万9,000円を減じ、4,598万1,000円にし

ようとするものです。内訳は、10節需用費の増額、12節委託料の執行残による減額でございます。

次に、７款５項住宅費、１目住宅管理費、既定額に1,820万3,000円を加え、１億4,596万6,000円にしようとするものです。主な内訳といたしまして、10節需用費、修繕費の増額、11節役務費、手数料の減額、13節使用料及び賃借料の増額、14節工事請負費、執行残による減額、18節負担金補助及び交付金の増額、こちらにつきましては移住・定住支援事業につきまして手続上の処理につきまして機関のほうに確認させていただき、問題ないとのご回答をいただけたものですから、増額の計上をさせていただきました。21節補償補填及び賠償金の増額でございます。

以上で建設課所管一般会計歳出補正予算についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君）　それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の56ページをお開きください。９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、既定額に287万9,000円を追加し、6,230万円にしようとするものです。内訳は、人件費のうち会計年度任用職員の報酬等について実績に基づく推計による増減のほか、事務局費の17節備品購入費で公用車購入事業として350万円を新規に計上しています。こちらにつきましては、教育委員会が所管する公用車が昨年末発生した交通事故によって損傷の関係で廃車となっております。交通事故の再発を防ぐのは当然なのですけれども、教育委員会では教育委員会業務はもとより学校での部活動や村内外での総合学習などに使用する機会も多く、またスクールバスの運行状況によっては放課後子ども教室の送迎をすることもあるため、今後も業務に欠かせないことから、このたび予算計上し、公用車を確保しようとするものです。なお、用途も考慮して、大きく多人数が乗車できる、また多くの物品を輸送できる車両で納期が早く見込める中古車での購入を予定しているところでございます。

続いて、同ページ下段を御覧ください。９款２項小学校費、１目学校管理費、既定額から71万7,000円を減額し、3,834万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で執行実績に基づき委託料の執行残を整理しようとするものとなっております。

次に、57ページを御覧ください。９款３項中学校費、１目学校管理費、既定額から19万8,000円を減額し、1,871万円にしようとするものです。内訳は、小学校費と同様に12節委託料で執行実績に基づき委託料の執行残を整理しようとするものであります。

続きまして、同ページ、９款３項２目教育振興費、既定額から9,000円を減額し、2,195万3,000円にしようとするものです。こちらも12節委託料で執行実績に基づいて執行残の整理をしようとするものとなっております。

同じく同ページの下段を御覧ください。９款４項社会教育費、１目社会教育総務費、既定額から89万5,000円を減額し、2,234万6,000円にしようとするものです。内訳は、人件費

の報酬及び放課後子ども教室費の費用弁償で、会計年度任用職員、子ども教室の指導員の方の報酬と費用弁償について実績に基づく推計によって整理をしようとするものです。ほかに、社会教育施設費の12節委託料で、こちらも執行実績に基づき委託料の執行残を整理しようとするものとなっております。

次に、58ページをお開きください。９款４項２目社会教育施設費、既定額から12万1,000円を減額し、995万7,000円にしようとするものです。内訳は、こちらも12節委託料で執行実績に基づいて委託料の執行残を整理しようとするものです。

最後に、同ページ中段を御覧ください。９款５項保健体育費、２目体育施設費、既定額から409万7,000円を減額し、2,048万4,000円にしようとするものです。内訳につきましては、村営プール費で更新を予定していたプールの温水ボイラーなのですけれども、ゼロカーボン施策によって補助を財源とした更新方法がないか企画地域振興係にて検討を進めてまいりましたが、別途建屋の建設が必要となるなど費用が大きく膨らむことが確認されたため、これを断念し、改めて新年度に予算計上し、別途財源を模索して更新することとして本年度予算を皆減としているものです。体育館費につきましては、不足が見込まれる光熱水費の増額及び12節委託料で執行実績に基づいて委託料の執行残を整理しようとするものになっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　続きまして、令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

６ページ目をお開きください。２、歳入、１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、１目保険料、既定額に182万7,000円を追加し、1,290万6,000円にしようとするもので、保険料賦課実績に基づき増額しようとするものです。

次のページへ進みます。３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、既定額から77万9,000円を減じ、831万8,000円にしようとするもので、これは北海道後期高齢者医療広域連合への事務費分負担金の減額に伴うものです。

８ページ目へ進みます。３、歳出、２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、１目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に104万8,000円を追加し、1,955万5,000円にしようとするもので、後期高齢者医療広域連合負担金を増額するものです。

以上でご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてご説明いたします。

６ページ目をお開きください。２、歳入、１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税、既定額から25万3,000円を減じ、2,470万円にしようと

するもので、国民健康保険税の賦課徴収実績によるものです。

次のページへ進みます。２款使用料及び手数料、１項手数料、１目督促手数料、既定額に1,000円を追加し、8,000円にしようとするもので、督促手数料の実績によるものです。

次のページへ進みます。４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、既定額から９万6,000円を減じ、1,896万2,000円にしようとするものです。

次のページへ進みます。６款諸収入、１項延滞金及び過料、１目延滞金、既定額に３万7,000円を追加し、３万8,000円にしようとするもので、国民健康保険税延滞金の実績によるものです。

次に、３項雑入、３目広域連合支出金、既定額に380万8,000円を追加し、380万9,000円にしようとするもので、後志広域連合からの保険税分分賦金精算交付分を計上するものです。

10ページへ進みます。３、歳出、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額に7,000円を追加し、619万1,000円にしようとするもので、旅費を増額するものです。

次に、２項徴税費、１目賦課徴収費、既定額から2,000円を減額し、73万2,000円にしようとするもので、国民健康保険税電算業務委託料の執行残を減額するものです。

次に、５款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に349万2,000円を追加し、349万6,000円にしようとするもので、これは歳入歳出の調整を取るとともに、先ほどの歳入予算で説明をさせていただきました後志広域連合からの保険税分分賦金精算交付分を令和６年度出納閉鎖後に令和７年度会計へ繰越しし、財政調整基金へ積み立てることとしております。そのために一時的に予備費として計上をさせていただいております。

以上でご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）について説明させていただきます。

まず、ページ数２ページ、補正予算実施計画、３ページ、キャッシュフロー計算書、４ページ、給与費明細書、５ページ、債務負担行為に関する調書、６ページ、７ページ、予定貸借対照表につきましては、後ほどご高覧ください。

８ページを御覧ください。補正予算明細書になります。収益的収入及び支出、収入、１款簡易水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益、予定額に962万5,000円を加え、4,935万4,000円にしようとするものです。これにつきましては、水道料金の実績試算による増額でございます。

１款１項２目その他営業収益、予定額に242万5,000円を加え、242万9,000円にしようとするものです。これにつきましては、手数料の実績試算による増額、下水道事業からシステム使用料等負担金の新規計上でございます。

１款２項営業外収益、２目長期前受金戻入、予定額に224万1,000円を加え、2,310万5,000円にしようとするものです。これにつきましては、長期前受金の実績による増額でござい

ます。

次、に支出、１款簡易水道事業費用、１項営業費用、１目総係費、予定額に13万9,000円を加え、3,105万6,000円にしようとするものです。内訳として、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、実績試算による増額と燃料費の増額でございます。

１款１項４目減価償却費、予定額に817万7,000円を加え、3,577万9,000円にしようとするものです。内訳として、有形固定資産減価償却費の実績試算による増額でございます。

１款２項営業外費用、２目消費税及び地方消費税、予定額に34万2,000円を加え、134万2,000円にしようとするものです。内訳として、消費税及び地方消費税の実績試算による増額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）について説明させていただきます。

水道会計事業と同様に、３ページ、補正予算実施計画、４ページ、キャッシュフロー計算書、５ページ、給与費明細書、６ページ、債務負担行為に関する調書、７ページ、８ページ、予定貸借対照表につきましては、後ほどご高覧ください。

９ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、１款下水道事業収益、１項営業収益、２目その他営業収益、予定額に１万6,000円を加え、２万4,000円にしようとするものです。これにつきましては、排水設備事業者登録手数料等の実績による増額でございます。

１款２項営業外収益、１目他会計補助金、予定額に200万円を加え、5,062万3,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

１款２項２目長期前受金戻入、予定額に1,215万3,000円を加え、3,109万6,000円にしようとするものです。これにつきましては、長期前受金の実績による増額でございます。

次に、支出、１款下水道事業費用、１項営業費用、２目処理場費、予定額から98万3,000円を減じ、3,191万9,000円にしようとするものです。これにつきましては、委託料の執行残による減額でございます。

１款１項３目総係費、予定額に232万7,000円を加え、1,566万円にしようとするものです。内訳として、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額の実績試算による増額と負担金の増額でございます。

１款１項４目減価諸償却費、予定額に417万円を加え、3,738万3,000円にしようとするものです。内訳として、有形固定資産減価償却費の実績試算による増額でございます。

１款３項特別損失、１目その他特別損失、既定予定額から76万1,000円を減じ、77万5,000円にしようとするものです。内訳として、その他特別損失の実績試算による減額でございます。

次に、資本的収入及び支出、収入、１款資本的収入、１項企業債、１目建設改良等企業

債、予定額から260万円を減じ、5,720万円にしようとするものです。内訳として、建設改良等企業債の実績試算による減額でございます。

１款３項補助金、１目国庫補助金、既定予定額から199万円を減じ、5,421万円にしようとするものです。内訳として、国庫補助金の実績試算による減額でございます。

次に、支出、１款資本的支出、１項建設改良費、１目処理場建設費、予定額から558万円を減じ、１億302万円にしようとするものです。内訳として、負担金の執行残による減額でございます。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君）　ただいま議題となっております議案第22号から議案第26号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第26号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することと決定いたしました。

◎日程第２９　令和７年度行政と予算案の大綱

○議長（岩井英明君）　続いて、村長より令和７年度村政執行方針並びに教育長より令和７年度教育行政執行方針が提出されておりますので、まず日程第29、令和７年度村政執行方針を行います。

村長から発言を求められているので、発言を許します。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、令和７年第１回定例会の開会に当たり、令和７年度の村政執行方針を述べさせていただきます。

令和７年度は私としても「安心して暮らせる村づくり」を目標とした、村長就任２期目の折り返しの年であります。これまで議会議員の皆様をはじめ、多くの村民の皆様にご理解をいただきながら検討・準備を進めてきた各種施策が動き出す重要な年度であると認識しております。

このため、村政運営に臨む基本姿勢や重点施策の展開に関わるテーマやポイントは昨年度から大きく変えることなく、引き続き堅実ながらも挑戦する町政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、村のあるべき姿を示す「第５期赤井川村総合計画基本計画」と「第３期赤井川村創生総合戦略」の令和８年度改定作業を進める重要な年度でもあり、現在の総合計画や総合戦略の分析評価を踏まえつつ進められている、策定審議会の皆様の真剣な熟議に期待し、

持続可能な赤井川村とする計画を策定したいと考えております。

いずれにしても、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働も重要であるとの考えは変わっておらず、引き続き人と自然の調和を保ちながら、持続可能な開発計画などに取り組む企業や活力を持った人材との連携を大事にし、そんなに経済の好転を目指しつつ、さらなる関係人口の増加対策に取り組みたいと考えています。

続きまして、村政運営に臨む基本姿勢でございます。

令和７年度の村政を運営する基本姿勢としては、国費・道費事業として計画的に進めている各種事業は、その事業効果が適切に反映されるように取り組みます。

加えて、独自課題の解決や新たな試みとして議員の皆皆様と協議・検討を進めてきた事業などについても、その事業効果が広く村民の福祉向上や村内経済に活力を生むような次の３つの視点を持って優先順位を見極めながら引き続き着実に取り進めたいと考えております。

１つ目は、「村内経済の好循環を見据えた村づくり」です。

働く世代の減少は、村の元気と活力を低下させる大きな要因の一つであり、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元気がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまいます。

このため、農業分野においては「農業振興計画」を基本にしつつ、優良農地の効果的活用を視野に持続可能な農業振興に取り組みます。

観光分野においては、観光地域づくり法人を中心とした活動やキロロ、道の駅「あかいがわ」などの活動を側面的に支援し、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた関係人口（交流人口）との継続的な関係構築を強化しつつ、北後志エリアなどと連携した広域観光等の取組を推進します。

また、地熱、地中熱、地熱等ですけれども、利用を柱とした「赤井川村エネルギービジョン」や「ゼロカーボンビレッジａｋａｉｇａｗａ推進戦略」に基づく、再生可能エネルギーを活用する各事業を計画的に進めるとともに、国の地方創生推進事業等を活用し、新たな経済活動を試みる人材の活用や育成に取り組み、そんな経済の好循環を見据えた村づくりを推進します。

２つ目は、「安心して暮らせる生活環境の確保」です。

村民一人一人が生涯にわたって心身ともに生き生きと暮らせるようにするには、保健・福祉・医療・介護サービスの充実や域内交通の確保、さらには子育て支援などを充実させることが、生きがいとなる日常を手にするためにも必要なことだとの考えは変わっておりません。

しかし、村の限られた財源と人的資源では、全てを充実させ継続することはとても困難なことです。

加えて、余市、小樽を生活圏とする多くの村民にとって、幹線交通や域内交通の安定確

保は村で安心して暮らすために重要な条件の一つです。

このため、保健・福祉・医療・介護に関する課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センター及び赤井川診療所などの関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にしながら、地域の方々と協働関係を築き、課題解決が円滑に進むように取り組みます。

特に子育て支援として、新たに取り組む「こども第三の居場所」づくりや「こども家庭センター」運営に向けた準備を着実に進めます。

３つ目は「公共インフラなど公共施設の計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共施設は、これまでも住民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しつつ、各種長寿命化計画などを策定し、維持補修を行ってきました。

特に多くの寄附を要する庁舎改修や小中学校などの大規模改修工事については、国費・道費補助や財政措置率が高い有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら計画実現に向け進めます。

加えて、本年度も継続性、緊急性のあるものや、防災対策など優先度の高い施設の整備や補修は優先順位を考慮しながら重点的に進めます。

次に、重点施策の展開についてです。

１として、村内経済の好循環を見据えた地域活力の醸成であります。

①として農業の振興については、基幹産業である農業の振興は、これまでも村の重点施策として様々な取組を進めてきました。中でも土づくり、ビニールハウスを利用した作物栽培の振興、新規就農者対策、優良農地の利活用対策などは重点的に取り組んできたところです。近年は有害鳥獣による農作物被害の対策もその比重が大きくなっております。ただ、農業を取り巻く課題は多様化しており、スマート農業や外国人労働力の活用など、新たな営農支援への課題も生まれており、これらに対応する取組も必要とされているところです。

このため、「農業振興計画」に沿って、次の事項について重点的に取り組みます。道営農業農村整備事業による農地基盤整備事業の推進、落合ダム及び関連施設の適切運用と農業用水の安定供給、農業振興対策事業の重点支援策の検討、耕作放棄地の解消促進、スマート農業の利用促進、新規就農希望者の就農支援、有害鳥獣駆除対策の効果的実施と人材育成であります。

②として林業の振興です。

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

特に村有林の伐期齢に達した立木の活用については、北海道森林管理局石狩森林管理署との間で締結した「第１期赤井川地域森林整備推進協定」に基づき、国・道の助言や協力を仰ぎながら、森林財産の適正管理とカーボンニュートラルの両輪を視野に計画的に進め

ます。

重点取組事項としては、民有林、村有林両方ですけれども、国連携による森林資源の活用促進と整備、森林環境譲与税の「活用基本方針」に基づく支援、冷水峠展望所の計画的整備と協働による景観づくり活動、木材資源の地域内活用の推進などに取り組んでまいります。

③の商工業の振興についてです。

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら商品開発や新規事業に挑戦し、業績を伸ばしている先例もあり、村の産業の一翼を担っています。

これらの事業者は、商工会へ結集し経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会のリーダーシップに期待し支援を行います。

一つとして、商工会運営の安定化を図るための支援、一つとして、経営環境改善や商品開発事業取組への支援、一つとして、国の地方創生事業を活用した人材活用、育成による地域プレーヤーごとの推進であります。

④として観光の振興。

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮でおいしい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会を核とした地域内が連携する観光振興が促進されるよう、引き続き支援します。

また、ふるさと納税のＰＲ活動も含め、食と観光が有機的に結びつくように取組を進めます。

重点としては、道の駅「あかいがわ」を柱に地場産品の販売促進支援、「まるっとカルデラ農村フェス」の定着と自走可能な自走を目指した支援、ふるさと納税獲得に向けた取組の推進であります。

⑤として再生可能エネルギー関連事業への展開であります。

「赤井川村エネルギービジョン」と「ゼロカーボンビレッジａｋａｉｇａｗａ推進戦略」に基づき、温泉熱の活用や地熱、地中熱、地熱等です。太陽光など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業を促進します。特に、ゼロカーボンビレッジａｋａｉｇａｗａ推進戦略」の具現化として、役場庁舎のエネルギー転換や区会管理街灯のＬＥＤ化支援によるゼロカーボンを推進します。

また、民間主体で進められる各種事業については、国の法令遵守を基本とし、村の景観条例案や景観計画案に沿った事業者対応を徹底するとともに、開発と保全のバランスをより一層心がけながら、その対応に当たります。

重点としては、再生可能エネルギーの活用と省エネ化による役場庁舎のＺＥＢ改修、「ゼロカーボンビレッジａｋａｉｇａｗａ」推進戦略実現に向けた施策の推進、民間事業者による地熱発電、水力発電計画の側面的支援などを重点的に取り組みます。

２として村民と協働する行政の展開であります。

全ての村民が心身ともに健康で生き生きと生活できるよう、保健・福祉・医療・介護サービス、子育て支援などの事業を各計画に基づき実施します。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、消防車両の更新や広域通信業務体制の確立にも取り組み､引き続き緊急時の迅速な対応に努めます。

また、赤井川診療所との連携を重視し、村民が健康に暮らせる体制確保に努めます。

なお、周産期及び子育て支援の新たな施策を展開するとともに、次の重点項目については村民の皆様との積極的な協働を必要とする施策もあることから、各事業については引き続き丁寧な説明を第一に進めます。

①として保健・医療についてです。

健康教育、保健指導の充実及び各種健診受診率向上への取組、赤井川診療所医療機器更新による機能強化、帯状疱疹ワクチン等予防接種支援の拡充、保健・医療・福祉・介護の重層的連携の構築、以上でございます。

続いて、②子育て支援でございます。

重点項目としては、出産・子育てに関する新たな支援事業の実施、こども家庭センターの設置による妊娠期からの母子保健・児童福祉の伴走型支援体制の構築、子ども第三の居場所開設に向けた人材育成等の実施、へき地保育所保育サービスの向上及びスタッフの資質向上の取組、母子保健、児童福祉に係る各種施策情報提供の強化であります。

③として高齢者支援、生きがい対策・介護についてです。

重点としては、高齢者総合相談窓口の機能強化と関係機関の連携強化、介護保険サービス及び自立支援サービスの適正な運営、悠楽学園大学等高齢者の社会参加の促進、高齢者の各種生活支援事業の充実、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進であります。

④として障害者支援であります。

重点としては、北後志自立支援協議会などを活用した相談支援体制の充実、障害者福祉サービスの提供体制の充実などに取り組みます。

⑤として地域福祉についてです。

重点としては、社会福祉協議会活動の支援強化、生活支援体制整備事業の強化、住民主体の福祉活動に係る含め的支援の強化であります。

⑥として社会保障についてです。

重点としては、年金制度、国民健康保険、後期高齢者医療保険事業、福祉医療事務の円滑化について取り組みます。

⑦消防・救急についてです。

関係機関及び事業者との災害時連携対応の強化、救急救命体制の段階的運用、消防指令業務体制の共同化について取り組みます。

⑧の移住定住対策については、移住、定住対策の新たな検討を次年度進めていきたいと

いうふうに考えてございます。

⑨として防災対策。

近隣町村と連携した防災対応力の強化、学校及び地域団体と連携した防災教育の実施でございます。

⑩として地域公共交通対策については、「むらバス」の安全運行と利用環境向上策の検討、地域内交通の利用促進の展開、域内交通、枝線、交通空白地有償運送、お出かけアシストサービス、通院送迎サービスの充実などであります。

続いて、３として公共インフラなど公共施設の計画的整備についてです。

①として村道の整備についてです。

村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靭化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

また、路面の損傷などが激しい路線については、優先順位を定め、日常の通行に支障がないよう補修に努めます。

本年度、北丸山線道路改良工事、村道舗装補修工事などを進めてまいります。

②河川整備。

河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。

事業としては、緊急自然災害防止対策事業債を活用した護岸改修工事、緊急浚渫推進事業債を活用した河川の整備工事などを進めていきます。

③として橋梁整備。

老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」を基本にしつつ、改修整備の緊急性の高い橋梁を選定し整備に努めます。

本年度は、共栄東橋架け替え補修工事を進めていきたいと思います。

④として簡易水道の整備についてです。

安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続するとともに、効率的な維持管理の検討を進めます。

また、老朽化した施設については計画的に更新を行うとともに緊急時の防災対策にも取り組みます。

事業としては、量水器取替事業、水道経営戦略作成業務、公営企業会計指導業務、都浄水場改修工事などを進めます。

⑤下水道の整備についてです。

施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類については「ストックマネジメント実施方針」を策定し更新を進めています。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。

本年度は、公営企業会計指導業務、下水道事業計画変更策定業務、下水道経営戦略作成業務、マンホールポンプ所建設工事、アクアクリーンセンター水処理整備事業の更新など

を進めてまいります。

⑥として公営住宅などの整備については、老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用ができなくなった村営・村有住宅は取壊しを引き続き進めます。

令和７年度は、村営中央団地個別改善内部改修工事、村営中央団地個別改善共用部改修工事、村営桜団地個別改善改修工事などを実施してまいります。

⑦その他公共施設の整備についてです。

各施設の管理は、「公共施設等総合管理計画」に基づき延命化を図りながら村民の利用に支障がないよう計画的な維持補修に努めます。

⑧として生活廃棄物及びし尿処理についてでございます。

可燃ごみ及び資源ごみについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処分場で適正に処理をしておりますが、今後もごみの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。

なお、広域連合においては、ごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事、令和５年から令和８年を継続しております。

また、北後志衛生施設組合のし尿処理施設については新たな施設が令和７年７月から運用開始予定であります。

４として財政安定化への取組。

村財政の安定化を目指すには、国費・道費の助成制度の活用はもとより、村独自の新たな取組や制度の見直しによる自主財源の確保をはじめ、民間企業との連携を今後も積極的に展開することが必要であると考えています。

ただ、令和７年度から令和８年度にかけては、庁舎改修や防災無線の一部改修、学校の改修、都小学校跡地利用に関連する事業や子ども第三の居場所づくり施設整備をはじめ多くの新規事業も計画されていることから、なお一層の財源確保が必要となっています。

このため、令和８年度を目標に設定した「財政健全化アクションプラン」の検討・協議・実施を可能な範囲で進めるとともに、令和８年度以降の財政健全化を見据えた検討も急務であると考えています。

以上の考え方を基本に、令和７年度の各会計の予算を次のとおり提案させていただきます。

一般会計39億600万円、後期高齢者医療特別会計2,123万2,000円、国民健康保険特別会計4,909万6,000円、簡易水道事業会計２億1,224万1,000円、下水道事業会計２億1,691万4,000円、総合計44億548万3,000円であります。

最後に結びとして、少子高齢化や過疎化の進行など令和７年においても厳しい村政運営になると思われますが、インバウンド需要の回復や村内経済の活性化など、新たなビジネス展開も生まれている状況をチャンスと捉え、赤井川村に住んでいてよかったと多くの村民の皆様に思ってもらえるよう、職員の知恵と力もかりながら村政を進めたいと考えてお

りますので、村議会議員の皆様と村民の皆様、そして関係機関の皆様にはより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和７年度の村政執行方針といたします。

ありがとうございました。

◎日程第３０　令和７年度教育行政執行方針

○議長（岩井英明君）　次に、日程第30、令和７年度教育行政執行方針を行います。

教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

根井教育長。

○教育長（根井朗夫君）　それでは、令和７年第１回定例会の開会に当たりまして、赤井川村教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

混迷の度を増すグローバル情勢、環境破壊、深刻さを増す少子化・高齢化や、生成ＡＩなどのデジタル技術の発展など、先行きに対する不確実性がこれまでになく高まるとともに、人々の価値観や生活様式が大きく変化しています。

このような中、未来に向けた「持続可能な社会の創り手」として、その必要な資質能力の育成が求められるとともに、地域や社会全体で幸せや豊かさを享受できるよう、「ウェルビーイングの向上」を図る必要性が高まっています。

また、このような時代においては、学ぶ意義を見いだし、主体的に学びに向かうことができる子供の育成が必要であり、生涯学習の理念に基づき、一人一人が学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。

本年度も引き続き、村議会議員並びに村理事者の皆様の深いご理解と村民各位の温かいご支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

まずは学校教育についてです。

１つ目は、「赤井川に誇りを持つ子供の育成」です。

地域のアイデンティティーの確立や社会結束力の基礎は郷土愛にあります。地方創生、地域社会の発展の鍵もそこにあると言われています。

マイナスからプラスに視点を変換でき、郷土に誇りを持つことのできる子供の育成が必要であると考えています。

２つ目は、「自立した子供の育成」です。

ＶＵＣＡの時代、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って言われていますけれども、と言われる変化が激しく将来の予測が困難な今、物事を諦める、あるいは途中でやめる、そんな児童生徒が増加し、大人では離職率の増加も顕著です。そのような中、自分でできる、やり通すことができる力の育成が必要であり、そのための確かな学力、やり抜く心、支える体力の育成が重要であると考えています。

次に社会教育です。

社会教育では、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」に基づき、点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めるとともに、社会教育施設の運営について計画的な維持管理に努め、村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努めてまいります。

また、学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上を図ってまいります。

これらの実施に当たっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行いたします。

次に、令和７年度の重点施策について申し上げます。

第１は、「地域とともにある学校づくりの充実」であります。

教育環境・内容の充実と、赤井川村が好き・赤井川の誇りに思う子供の育成を狙い、学校運営協議会を核に、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「地域とともにある学校づくりの充実」を図ります。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成するとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ってまいります。

また、小学校適正配置や小中一貫教育に向けた地域の人材、素材の整理を行い、「見方・考え方」を高める教育課程の構築を図ってまいります。

第２は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれからの社会を生き抜く力を身につけていくために「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するために、ＩＣＴ教育の充実やグローバル化に対応した教育の充実が大切であると考えております。

ＩＣＴ教育では、デジタルドリルの活用、デジタル教科書実証事業の継続など、児童政策、生徒の情報活用能力の育成と学習の効率化を図るとともに、包括連携協定を締結いたしましたＩＴ関連企業の人材派遣を得て、プログラミング教育の充実を図ってまいります。また、学校ホームページの刷新や動画サイト等のＳＮＳを活用した発信により、教育情報の即時性を高めるとともに多様化を図ってまいります。

ＩＣＴ環境の整備については、国の第２期ＧＩＧＡスクール構想による児童生徒の端末の更新と学校職員の校務用端末の更新を図るとともに、これまでに導入してきた校務支援システムや図書管理システムなどを有効活用しながら、公文書のデジタル管理化ですとか、務の効率化を進めるなど、教育ＤＸの推進を図ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、「赤井川村国際交流推進計画」に基づき、保育所での英語活動や小学校１年生からの外国語活動、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験と無償化の取組等を通しまして、引き続き外国語教育の充実を図ってまいります。また、北海道教育大学札幌校留学生との交流プログラムですとか中学生のストラスモア訪問・受入れプログラムについては、学校の教育活動や年間プログラムとの関連を見直ししながら、教育内容の充実を図ってまいります。

第３については、「小中が連携・一貫して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童生徒が社会人として生涯学び続ける持続可能な社会のつくり手になることを願い、心身ともに自立した主体的な学習者の育成を目指します。

義務教育終了時のあるべき姿を『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、新たに設置します「赤井川村小中一貫教育推進委員会」や「赤井川村小中一貫教育連絡協議会」と連携して、課題に応じた活動を推進いたします。

また、各校ごとに以下の取組を進めてまいります。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けましては、子供たちがこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り開いていくために、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」が求められています。これらの力を育成するために、持続可能な社会の構築を基本理念とする学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる改善、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実、教育先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善を重点に取り組んでまいります。

また、小学校での専科教員の配置や授業研究により、指導方法の改善と系統的教科指導の充実を図ってまいります。

【豊かな心を】育てる教育の推進につきましては、基本的な倫理感や規範意識、生命の大切さや思いやりの心､美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために､考え、議論する「道徳授業」の職員研修と実践、児童生徒の思いやり、信頼関係を基本とした生徒指導の充実、ウェルビーイング調べの実施と分析、改善、図書管理システムの有効活用と読書活動への支援などを重点に取り組みます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については、体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べることと同様に、子供たちが生涯にわたり心身ともに健やかに生きていくための基礎となるものであり、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実施と体力テストデジタル集計システムの導入による実態把握･分析に基づいた体育活動の充実、改善、歯磨き指導、フッ化洗口や職員の食育の充実など健康教育の推進、部活動の地域移行に向けた地域体育団体や近隣町村との連携の推進などを重点に取り組んでまいります。

第４は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境の整備については、小学校においては統合に向けた外構、外装・内装等の施設の大規模改修、中学校においては校舎のユニバーサルデザイン化に向けた改修を進めてまいります。また、その他の社会教育施設についても、改善計画の策定、実施を進めてまいります。

次に、保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですけれども、児童生徒

が安心して充実した学校生活を送れるよう、学習教材への支援、学校給食費無償化への支援、部活動における全道、全国大会規模の出場への支援、漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援などを重点に、本年度も継続して取り組んでまいります。

第５は、「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会福祉については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」後期計画を基本に、より多くの村民が行き交いを持って活動できるように、本と親しむ活動の支援や読書環境の充実、各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進、スポーツ施設の計画的整備、郷土芸能伝承活動の支援、郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進、学校教育活動と連携した国際交流事業の推進、赤井川村文化祭の充実、放課後子ども教室の実施と子ども第三の居場所の施設の準備などを重点に取り組んでまいります。

以上、令和７年度の本村教育行政の主な施策について申し上げました。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君）　ただいまの村長、教育長の発言に関し、行政報告と同様に予算特別委員会の中で質疑、確認の時間を設けたいと考えておりますので、以上で令和７年度行政執行方針並びに令和７年度教育行政執行方針を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後　３時０５分　休憩

午後　３時２０分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

藤門議員、体調不良のため早退いたしました。

◎日程第３１　議案第２７号ないし日程第３５　議案第３１号

○議長（岩井英明君）　続きまして、日程第31、議案第27号　令和７年度赤井川村一般会計予算を議題といたします。

この際、日程第31、議案第27号から日程第35、議案第31号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第31、議案第27号　令和７年度赤井川村一般会計予算、日程第32、議案第28号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、日程第33、議案第29号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、日程第34、議案第30号　令和７年度赤井川村簡

易水道事業会計予算及び日程第35、議案第31号　令和７年度赤井川村下水道事業会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、ただいま上程いただきました予算について提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、令和７年度赤井川村一般会計予算書でございます。

１ページをお開きください。議案第27号　令和７年度赤井川村一般会計予算。

令和７年度赤井川村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億600万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

継続費、第２条、地方自治法第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による

地方債、第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

一時借入金、第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２億円と定める。

歳出予算の流用、第５条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

それでは、２ページに入ります。第１表、歳入歳出予算、歳入、１款村税３億5,025万6,000円、１項の村民税で6,415万8,000円、２項の固定資産税で２億6,933万円、３項の軽自動車税で451万5,000円、４項の村たばこ税で445万8,000円、５項の入湯税で779万5,000円です。

２款地方譲与税4,837万8,000円、１項の地方揮発油譲与税で940万円、２項の自動車重量譲与税で3,000万円、３項の森林環境譲与税で897万8,000円。

３款利子割交付金３万7,000円、１項の利子割交付金でございます。

４款配当割交付金34万円、１項の配当割交付金であります。

５款株式等譲渡所得割交付金37万円、１項の株式等譲渡所得割交付金であります。

６款法人事業税交付金269万8,000円、１項の法人事業税交付金であります。

７款地方消費税交付金3,000万円、１項の地方消費税交付金であります。

８款自動車税環境性能割交付金550万円、１項の自動車税環境性能割交付金であります。

９款地方特例交付金30万円、１項の地方特例交付金であります。

10款地方交付税11億3,200万円、１項の地方交付税であります。

11款交通安全対策特別交付金1,000円、１項の交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金1,261万6,000円、１項の負担金であります。

13款使用料及び手数料3,729万8,000円、１項の使用料で3,402万1,000円、２項の手数料で327万7,000円です。

14款国庫支出金６億446万5,000円、１項の国庫負担金で4,310万円、２項国庫補助金で５億5,729万円、３項委託金で407万5,000円です。

15款道支出金8,159万円、１項の道負担金で2,414万4,000円、２項道補助金で5,265万5,000円、３項委託金で479万1,000円です。

16款財産収入896万8,000円、１項の財産運用収入で815万1,000円、２項の財産売払収入で81万7,000円です。

17款寄附金３億10万2,000円です。１項の寄附金です。

18款繰入金３億1,870万2,000円、１項の特別会計繰入金1,000円、２項基金繰入金３億1,870万1,000円です。

19款繰越金3,000万円、１項の繰越金です。

20款諸収入１億2,117万9,000円、１項の延滞金加算金及び過料で2,000円、２項の村預金利子1,000円、３項の受託事業収入で4,651万5,000円、４項の雑入で7,466万1,000円。

21款村債８億2,120万円、１項の村債であります。

歳入合計39億600万円であります。

続いて、歳出に入ります。６ページです。１款議会費4,844万1,000円、１項議会費です。

２款総務費11億528万6,000円、１項の総務管理費で10億5,389万3,000円、２項の徴税費で1,250万5,000円、３項の戸籍住民基本台帳費で3,141万5,000円、４項の選挙費で545万円、５項の統計調査費で103万9,000円、６項の監査委員費で98万4,000円です。

３款民生費３億7,793万4,000円、１項の社会福祉で３億591万9,000円、２項の児童福祉費で7,201万5,000円。

４款衛生費３億2,601万4,000円、１項の保健衛生費であります。

５款農林水産業費１億8,932万円、１項の農業費で１億6,791万9,000円、２項の林業費で2,230万1,000円。

６款商工費２億2,693万8,000円、１項の商工費であります。

７款土木費４億7,866万2,000円、１項の土木管理費で302万8,000円、２項の道路橋梁費で２億3,858万6,000円、３項の河川費で2,968万1,000円、４項の都市計画費で5,757万3,000円、５項の住宅費で１億4,979万4,000円であります。

８款消防費２億4,103万3,000円、１項の消防費であります。

９款教育費６億2,189万8,000円、１項の教育総務費で１億2,237万3,000円、２項の小学校費で２億8,699万円、３項の中学校費で5,893万5,000円、４項の社会教育費で9,875万6,000円、５項の保健体育費で5,484万4,000円であります。

10款災害復旧費3,050万円、１項の公共土木施設災害復旧費であります。

11款公債費２億5,758万8,000円、１項の公債費であります。

12款予備費238万6,000円で、１項予備費であります。

歳出合計は、歳入同額の39億600万円であります。

続いて、９ページ、第２表、継続費であります。款、項、事業名、総額、年度、年割額についてご説明させていただきます。２款総務費、１項総務管理費、赤井川村役場改修発注支援業務、1,426万8,000円、令和７年度が713万4,000円、令和８年度が713万4,000円です。赤井川村役場改修工事監理業務、3,900万円、令和７年度が1,950万円、令和８年度が1,950万円。赤井川村役場改修工事、10億9,389万4,000円、令和７年度が６億267万8,000円、令和８年度が４億9,121万6,000円です。庁舎備品購入事業（改修附帯分）、4,030万円、令和７年度で2,130万円、令和８年度が1,600万円であります。

続きまして、第３表、地方債、10ページになります。上段から順に読み上げて説明をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については最後に一括してご説明させていただきます。起債の目的、限度額、起債限度額でご説明します。過疎対策事業債、赤井川村役場改修工事（補助対象外経費分）4,820万円、子ども第三の居場所施設建設改修工事1,970万円、北丸山線道路改良工事2,950万円、橋梁長寿命化事業630万円、北しりべし広域クリーンセンター基幹的施設改良工事1,020万円、水利施設等保全高度化事業1,470万円、教員住宅建設工事5,910万円、道の駅あかいがわ指定管理業務3,110万円、基幹水利施設管理事業480万円、土づくり対策事業補助金800万円、過疎対策事業債合計で２億3,160万円です。続いて、中段、公営住宅建設事業債、村営中央団地個別改善改修工事等について4,750万円、村営桜団地個別改善改修工事で900万円、計で5,650万円です。下段です。緊急自然災害防止対策事業債で池田川護岸改修工事で2,000万円、日の出線排水整備工事等で2,200万円、西三番線道路施設災害復旧工事で850万円、計で5,050万円です。続いて、11ページに入ります。緊急浚渫推進事業債、後志川河川整備工事で200万円、富田川河川整備工事で240万円、共栄の沢川河川整備工事で240万円、合計で680万円です。続いて、緊急防災・減災事業債、防災行政無線操作卓更新工事で7,570万円、赤井川村役場改修工事（防災拠点分）で２億2,600万円、Ｊアラート受信機器更新業務につきまして770万円、計で３億940万円。続いて、公共施設等適正管理推進事業債、赤井川村役場改修工事（ユニバーサルデザイン化分）として2,560万円、山村活性化支援センター高圧機器更新工事として610万円、計で3,170万円。学校教育施設等整備事業債で赤井川小学校改修工事で１億2,600万円、赤井川中学校改修工事で870万円、計１億3,470万円。12ページです。合計で起債合計８億2,120万円です。起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は年５％以内、ただし利率の見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率です。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。条件については、全て同じでございます。

以上、一般会計予算についての上程の説明をさせていただきました。

詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきます。

続きまして、令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

１ページをお開きください。議案第28号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算。

令和７年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,123万2,000円と定める。

第２項､歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は､「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金、第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

続いて、２ページです。第１表、歳入歳出予算、歳入です。１款後期高齢者医療保険料1,189万8,000円で、１項の後期高齢者医療保険料です。

２款使用料及び手数料1,000円、１項の手数料です。

３款繰入金932万8,000円、１項の一般会計繰入金です。

４款繰越金1,000円、１項の繰越金です。

５款諸収入4,000円、１項の延滞金加算金及び過料で1,000円、２項償還金及び還付加算金で2,000円、３項雑入で1,000円。

歳入合計2,123万2,000円です。

続いて、３ページ、歳出、１款総務費144万3,000円、１項の総務管理費で10万3,000円、２項の徴収費で134万円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金1,957万7,000円、１項の後期高齢者医療広域連合納付金です。

３款諸支出金１万2,000円、１項の償還金及び還付加算金です。

４款の予備費20万円、１項予備費であります。

歳出合計は、歳入同額の2,123万2,000円です。

詳細については、担当課長より説明をいたします。

続きまして、令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算書であります。

１ページ目をお開きください。議案第29号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算。

令和７年度赤井川村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,909万6,000円と定める。

第２項､歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は､「第１表　歳入歳出予算」

による。

一時借入金、第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算、歳入、１款国民健康保険税2,404万8,000円、１項の国民健康保険税です。

２款使用料及び手数料3,000円、１項の手数料です。

３款財産収入1,000円、１項の財産運用収入です。

４款繰入金2,503万8,000円、１項他会計繰入金で2,503万7,000円、２項基金繰入金で1,000円です。

５款繰越金1,000円、１項繰越金です。

６款諸収入5,000円、１項延滞金及び過料で1,000円、２項で預金利子で1,000円、３項の雑入で3,000円。

歳入合計4,909万6,000円です。

３ページに入ります。歳出、１款総務費4,838万2,000円、１項総務管理費で4,760万4,000円、２項の徴税費で73万4,000円、３項の審議会費で４万4,000円。

２款基金積立金1,000円、１項の基金積立金です。

３款公債費1,000円、１項の公債費です。

４款諸支出金21万2,000円、１項償還金及び還付加算金で21万1,000円、２項繰出金で1,000円です。

５款予備費50万円、１項予備費です。

歳出合計、歳入同額の4,909万6,000円であります。

詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

続きまして、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算書でございます。

１ページをお開きください。議案第30号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算。

総則､第１条､令和７年度赤井川村簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数600戸、年間有収水量17万2,200立米、１日平均有収水量470立米、主な建設改良事業、量水器取替事業、都浄水場改修工事。

収益的収入及び支出、第３条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業費用総係費中、地方公営企業法適用に関する経費に充てるため企業債460万円を借り入れる。

収入、第１款簡易水道事業収入１億3,011万3,000円、１項の営業外収益で5,145万1,000円、第２項営業外収益で7,866万1,000円、第３項特別利益で1,000円。

支出、第１款簡易水道事業費用１億2,876万円、第１項営業費用で１億2,656万3,000円、第２項営業外費用で169万6,000円、第３項特別損失で1,000円、第４項予備費で50万円。

資本的収入及び支出、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,052万7,000円は、引継ぎ金1,052万7,000円で補填する。

収入、第１款資本的収入１億877万3,000円、第１項企業債6,800万円、第２項他会計補助金673万3,000円、第３項補助金3,400万円。

支出、第１款資本的支出１億1,926万円、第１項建設改良費１億200万円、第２項企業債償還金1,726万円。

２ページに入ります。債務負担行為、第５条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、期間、限度額でご説明します。都浄水場改修工事、令和７年度から18年度まで、１億4,100万円であります。

企業債、第６条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。公営企業会計適用で限度額が460万円、下段、建設改良事業で6,800万円。起債の方法は普通借入れまたは証券発行、利率は５％以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、財政状況などにより据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。

続いて、一時借入金、第７条、一時借入金の限度額は、１億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第８条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第９条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費559万1,000円。

他会計からの補助金、第10条、簡易水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助金を受ける金額は5,828万7,000円である。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

最後に、令和７年度赤井川村下水道事業会計予算書でございます。

１ページ目をお開きください。議案第31号　令和７年度赤井川村下水道事業会計予算。

総則、第１条、令和７年度赤井川村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。１号、処理戸数350戸、２号、年間有収水量６万4,100立米、３号、１日平均有収水量175立米、第４号、主な建設改良事業、あかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業、公共下水道マンホールポンプ（管路建設）工事。

収益的収入及び支出、第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。な

お、営業費用総係費中、地方公営企業法適用に関する経費に充てるため企業債460万円を借り入れる。

収入、第１款下水道事業収入１億1,413万2,000円、第１項営業収益1,539万4,000円、第２項営業外収益9,873万7,000円、第３項特別利益1,000円。

支出、第１款下水道事業費用１億398万9,000円、第１項営業費用１億110万9,000円、第２項営業外費用237万9,000円、第３項特別損失1,000円、第４項予備費50万円。

資本的収入及び支出、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,711万3,000円は、損益勘定留保資金1,196万2,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額510万5,000円で補填するものとする。

収入、第１款資本的収入１億3,787万8,000円、第１項企業債6,590万円、第２項他会計補助金405万8,000円、第３項補助金6,790万円、第４項負担金２万円。

２ページに入ります。支出、第１款資本的支出１億5,499万1,000円、第１項建設改良費１億3,380万円、第２項企業債償還金2,119万1,000円。

債務負担行為、第５条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、期間、限度額順にご説明します。令和７年度水洗便所改良等資金貸付事務委託に係る債務負担行為は、令和７年度から令和17年度まで、貸付額に対する利子相当額、令和７年度金融機関が貸し付ける水洗便所改良資金に係る損失補填、令和７年度から令和17年まで、貸付額に延滞金を加算した額の範囲内、あかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業、令和７年度から令和８年度まで、２億6,000万円。

企業債、第６条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、限度額です。公営企業会計適用で460万円、建設改良事業で6,590万円で、計で7,050万円。償還の方法は普通借入れまたは証券発行、利率は５％以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては利率の見直し後の利率、償還の方法、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により償還期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

次に、一時借入金、第７条、一時借入金の限度額は、１億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第８条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

３ページに入ります。議会議決を経なければ流用することができない経費、第９条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。１号、職員給与費911万6,000円。

他会計からの補助金、第10条、簡易水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助

を受ける金額は、6,769万7,000円である。

令和７年３月７日提出、赤井川村長。

詳細については担当課長よりご説明をさせていただきますが、簡易水道事業会計の１ページ目、すみません、収益的収入及び支出において収入の営業外収益が２つ並んでいるのですけれども、第１項が営業収益となりますので、「外」を削っていただいて、ちょっと訂正をしていただきたいというふうに思います。大変申し訳ございません。失礼いたしました。

以上、上程いただいた議案についての説明とさせていただきますが、詳細については副村長、あと担当課長のほうよりご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和７年度一般会計予算の歳入についてのご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも前年度と比較して増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計予算書の16ページ目をお開きください。２、歳入、１款村税、１項村民税、１目個人5,255万9,000円の計上、前年度と比較して1,065万3,000円の増です。令和６年度の賦課額及び見込みにより増額計上となりました。

同じく16ページ中段、１款１項２目法人1,159万9,000円の計上、前年度と比較して57万1,000円の増です。先ほどと同様の理由です。

同じく16ページ中段、１款２項固定資産税、１目固定資産税２億6,629万7,000円の計上、前年度と比較して1,208万1,000円の増です。こちらも先ほど同様の理由により増額計上をしております。

同じく16ページ中段、１款２項２目国有資産等所在市町村交付金及び納付金303万3,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく16ページ下段から17ページにかけて、１款３項軽自動車税、１目軽自動車税451万5,000円の計上、前年度と比較して17万9,000円の増です。前年度実績により微増となっております。

続いて、17ページ中段、１款４項村たばこ税、１目村たばこ税445万8,000円の計上、前年度と比較して14万3,000円の増です。こちらも前年度実績により微増となっております。

同じく17ページ中段、１款５項入湯税、１目入湯税779万5,000円の計上、前年度と比較して362万8,000円の増です。キロロのホテルの営業再開により、前年度より大幅な増となっております。

続いて、18ページです。２款地方譲与税、１項地方揮発譲与税、１目地方揮発譲与税940万円の計上、前年度と比較して10万円の増でございます。

同じく18ページ中段、２款２項自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税3,000万円の計

上、前年度と同額の計上でございます。

同じく18ページ中段、２款３項森林環境譲与税、１目森林環境譲与税897万8,000円の計上、前年度と比較して62万6,000円の増です。

次に、19ページです。３款利子割交付金、１項利子割交付金、１目利子割交付金３万7,000円の計上、前年度と比較して3,000円の減です。

次に、20ページに移ります。４款配当割交付金、１項配当割交付金、１目配当割交付金34万円の計上、前年度と比較して４万円の増です。

次に、21ページです。５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、１目株式等譲渡所得割交付金37万円の計上、前年度と比較して10万円の増額です。前年度実績により増額となっております。

次に、22ページです。６款法人事業税交付金、１項法人事業税交付金、１目法人事業税交付金269万8,000円の計上、前年度と比較して22万8,000円の増額です。令和６年度実績及び見込みにより増額となっております。

次に、23ページです。７款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、１目地方消費税交付金3,000万円の計上、前年度と比較して100万円の増額です。

次に、24ページです。８款自動車税環境性能割交付金、１項自動車税環境性能割交付金、１目自動車税環境性能割交付金550万円の計上、前年度と比較して180万円の増額です。令和６年度実績及び見込みにより増額となっております。

続いて、25ページです。９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、１目地方特例交付金30万円の計上、前年度と同額でございます。

次に、26ページです。10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税11億3,200万円の計上、前年度と比較して6,500万円の増、６年度の実績により増額としております。

次に、27ページです。11款交通安全対策特別交付金、１項交通安全対策特別交付金、１目交通安全対策特別交付金1,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、28ページです。12款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金135万1,000円の計上、前年度と比較して19万円の増額です。前年度実績及び見込みにより広域入所保険料負担金が増額となっております。

同じく28ページ中段、12款１項２目農林水産業費負担金1,126万5,000円の計上、前年度と比較して507万4,000円の増額でございます。かん水機材導入に係る受益者負担金、分担金を新たに計上しております。

次に、29ページです。13款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料504万6,000円の計上、前年度と比較して135万6,000円の増、令和６年度の地域公共交通バスの使用料、運賃の実績により大幅な増額となっております。

次に、29ページ下段、13款１項２目衛生使用料51万9,000円の計上、前年度と同額でございます。

次に、30ページです。13款１項３目農林水産使用料197万4,000円の計上、前年度と比較

して11万9,000円の増額でございます。

同じく30ページ中段、13款１項４目土木使用料2,637万2,000円の計上、前年度と比較して３万6,000円の増でございます。

同じく30ページ下段から31ページにかけて、13款１項５目教育使用料11万円の計上、前年度と比較して３万円の減、令和６年度実績見込みによる減額でございます。

同じく31ページ中段、13款２項手数料、１目総務手数料88万9,000円の計上、前年度と比較して６万4,000円の減、令和６年度実績見込みにより減額となっております。

同じく31ページ下段から32ページにかけて、13款２項２目衛生手数料227万9,000円の計上、前年度と比較して１万6,000円の増額です。

次に、32ページ上段、13款２項３目農林水産手数料10万9,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、33ページです。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金4,305万5,000円の計上、前年度と比較して311万2,000円の増額です。児童手当国庫負担金が前年度実績見込みから大きく増額をしております。

同じく33ページ中段、14款１項２目衛生費国庫負担金４万5,000円の計上、前年度と同額です。

続いて、33ページ下段から34ページにかけて、14款２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金３億3,548万8,000円の計上、前年度と比較して２億672万8,000円の増額、ＺＥＢ普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業補助金と新しい地方経済生活環境創生交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新規計上、またデジタル基盤改革支援補助金を大幅増額計上しております。

同じく34ページ下段、14款２項２目民生費国庫補助金61万9,000円の計上、前年度と比較して142万3,000円の減です。児童手当システム改修国庫補助金が終了したことなどにより大幅な減額となっております。

同じく35ページ上段、14款２項３目衛生費国庫補助金281万7,000円の計上、前年度と比較して231万1,000円の増額、妊婦支援給付金、子ども・子育て支援交付金の新規計上などにより増額となっております。

同じく35ページ中段、14款２項４目土木費国庫補助金１億152万8,000円の計上、前年度と比較して2,404万2,000円の減、各種道路橋梁費補助金が減額、社会資本整備総合交付金が増額となっております。

同じく35ページ中段、14款２項５目教育費国庫補助金１億1,683万8,000円の計上、前年度と比較して１億1,666万7,000円の増、公立学校施設整備費補助金を新規計上しております。

同じく35ページ下段から36ページ、14款３項委託金、１目総務費委託金407万5,000円の計上、前年度と比較して362万8,000円の増、本年夏に予定されている参議院議員通常選挙の委託金を計上しております。

続いて、37ページです。15款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金2,412万2,000円の計上、前年度と比較して135万4,000円の減、令和６年度実績により増減をしております。

同じく37ページ下段、15款１項２目衛生費道負担金２万2,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく37ページ下段から38ページにかけてです。15款２項道補助金、１目総務費道補助金441万円の計上、前年度と同額でございます。

同じく38ページ中段、15款に２項２目民生費道補助金164万7,000円の計上、前年度と比較して９万8,000円の減です。

同じく38ページ中段、15款２項３目衛生費道補助金47万8,000円の計上、前年度と比較して33万3,000円の増、子ども・子育て支援交付金等を新たに計上しております。

続いて、39ページ、15款２項４目農林水産業費道補助金4,293万6,000円の計上、前年度と比較して527万7,000円の減、地域づくり総合交付金、日の出用水路測量事業分が終了したことでこれが皆減となっております。それ以外に関しては、見込みにより増減をしております。

続いて、39ページの中段、15款２項５目教育費道補助金318万4,000円の計上、前年度と比較して２万4,000円の増額でございます。

同じく39ページ中段、15款３項委託金、１目総務費委託金206万8,000円の計上、前年度と比較して38万8,000円の増、６年度実績により増減をしております。

続いて、40ページです。15款３項２目諸統計委託金103万2,000円の計上、前年度と比較して89万1,000円の増､来年度につきましては国勢調査が行われることから増額となっております。

同じく40ページ中段、15款３項３目農林水産業費委託金73万9,000円の計上、前年度と比較して４万4,000円の増でございます。

同じく40ページ中段、15款３項４目土木費委託金95万2,000円の計上、前年度と比較して３万3,000円の増。

続いて、41ページに移ります。16款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入730万円の計上、前年度と比較して６万円の増。

同じく41ページ中段、16款１項２目利子及び配当金85万1,000円の計上、前年度と比較して25万7,000円の増、６年度実績により増額をしております。

続いて、41ページ下段から42ページにかけて、16款２項財産売払収入、１目不動産売払収入81万6,000円の計上、前年度と比較して107万4,000円の減、令和７年度につきましては村有林の造林工事における流木の売払い分を予定しておりませんので、この分が減額となっております。

同じく42ページ上段、16款２項２目物品売払収入1,000円の計上、前年度と同額です。

続いて、43ページです。17款寄附金、１項寄附金、１目一般寄附金３億10万1,000円の計

上、前年度と同額でございます。

同じく43ページ中段、17款１項２目指定寄附金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、44ページです。18款繰入金、１項特別会計繰入金、１目国民健康保険特別会計繰入金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく44ページ中段、18款２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金１億6,000万円の計上、前年度と比較して7,200万円の増額です。歳入不足を基金繰入れで補うものです。７年度につきましては庁舎改修があるため、大幅な増額となっております。

同じく44ページ中段、18款２項２目さくら・もみじ基金繰入金261万1,000円の計上、前年度と比較して192万1,000円の減額、こちらは事業量の減によるものでございます。

同じく44ページ中段、18款２項３目森林環境譲与税基金繰入金258万2,000円の計上、前年度と比較して693万6,000円の減、こちらは事業量の減によるものです。

同じく44ページ下段、18款２項４目減債基金繰入金１億円の計上、前年度と比較して7,000万円の増、こちらも歳入不足を基金繰入金で補うもので、一般財源で償還額が補えないため、増額となっております。

同じく44ページ下段、18款２項５目畑地かんがい排水施設管理基金繰入金10万8,000円の計上、前年度と比較して４万5,000円の増額です。

続いて、45ページです。18款２項６目公共施設整備基金繰入金340万円の新規計上、こちらは診療所改修のため、基金繰入金で補うものでございます。

同じく45ページ上段、18款２項７目ふるさと創生基金繰入金5,000万円の新規計上、こちらも歳入不足を補うため、積立てしている基金全額を繰り入れるものです。全額繰入れ後、基金条例は廃止したいと考えております。

続いて、46ページです。19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金3,000万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、47ページです。20款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく47ページ中段、20款１項２目加算金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく47ページ中段、20款２項村預金利子、１目村預金利子1,000円の計上、前年度と同額です。

同じく47ページ中段、20款３項受託事業収入、１目後期高齢者医療広域連合受託事業収入163万8,000円の計上、前年度と比較して127万9,000円の増額です。保健介護一体的実施推進事業受託料の見込みにより増額となっております。

同じく47ページ下段、20款３項２目後志広域連合受託事業収入4,475万8,000円の計上、前年度と比較して７万円の増額です。

続いて、48ページに移ります。20款３項３目農林水産業費受託事業収入11万円の計上、前年度と比較して１万5,000円の増です。

同じく48ページ上段、20款３項４目民生費受託事業収入9,000円の計上、前年度と比較して１万1,000円の減です。

同じく48ページ中段、20款４項雑入１目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費18万5,000円の計上、前年度と比較して６万6,000円の増。

同じく48ページ中段、20款４項２目乳幼児医療費高額療養費1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく48ページ中段、20款４項３目宝くじ交付金収入189万9,000円の計上、前年度と比較して26万4,000円の増、６年度の実績に伴い、増額をしております。

同じく48ページ下段、20款４項４目保健福祉関係収入１万6,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく48ページ下段から49ページにかけて、20款４項５目雑入7,256万円の計上、前年度と比較して5,346万8,000円の増、６年度の実績の見込みにより増減をしておりますが、新たに子どもの第三の居場所開設助成金等を新規計上しております。

続いて、50ページです。21款村債、１項村債、１目過疎対策事業債２億3,160万円の計上、前年度と比較して3,400万円の増、役場改修工事、子どもの第三の居場所施設改修工事、教員住宅建設工事を新たに計上しております。

同じく50ページ中段、21款１項２目公営住宅建設事業債5,650万円の計上、前年度と比較して2,290万円の増、各種村営住宅改修工事等の工事費の増額に伴い、増額となっております。

同じく50ページ中段、21款１項３目緊急自然災害防止対策事業債5,050万円の計上、前年度と比較して3,610万円の増、池田川護岸改修工事等の工事費の増に伴い、増額となっております。

同じく50ページ中段、21款１項４目緊急浚渫推進事業債680万円の計上、前年度と比較して530万円の減、記載の河川整備工事を予定しております。

同じく50ページ下段、21款１項５目緊急防災・減災事業債３億940万円の計上、前年度と比較して１億7,990万円の増、庁舎改修工事等工事費の増額に伴い、増額となっております。

続いて、51ページです。21款１項６目公共施設等適正管理推進事業債3,170万円の計上、前年度と比較して670万円の減、記載の工事を予定しております。

同じく51ページ中段、21款１項７目学校教育施設等整備事業債１億3,470万の新規計上でございます。村内の小中学校の改修工事を予定しております。

同じく51ページ中段、臨時財政対策債については廃目となります。

以上で令和７年度一般会計の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

◎延会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（岩井英明君）　なお、次回の開催は３月10日午前10時より開議いたしますので、出席願いたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午後　４時１６分延会）